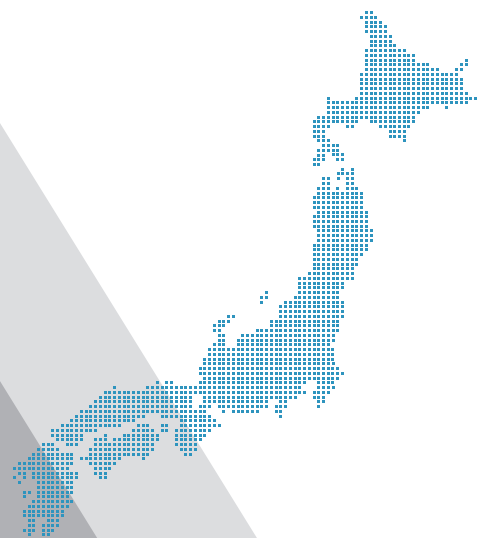




2024

財政投融资 リポート

財務省理財局



(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構/整備新幹線事業/北陸新幹線/福井県あわら市



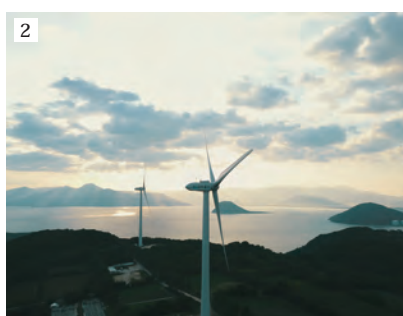
(株) 日本政策金融公庫 (中小企業者向け業務)/
ネットドア (株) に対する融資 (事業内容: デジタルサイネージ製造販売等)/
北海道札幌市



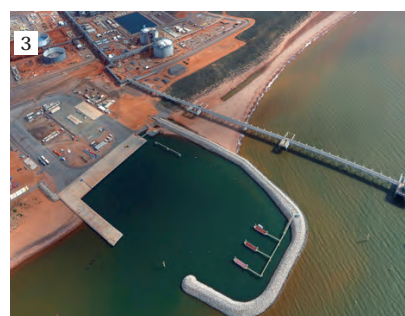
香川県/公共事業等【小豆地域特別支援学校整備事業】/
「香川県立小豆島みんなの支援学校」/香川県小豆郡小豆島町



(株) 海外交通・都市開発事業支援機構/ベトナム ホーチミン・
グランドパーク都市開発事業/分譲集合住宅/ベトナム



JICベンチャー・グロース・インベストメンツ (株)/自然電力(株)
に対する出資/風力発電所/佐賀県唐津市



(独) エネルギー・金属鉱物資源機構/ウィートストーンLNG
プロジェクト/プロジェクトサイト/オーストラリア



表紙写真

財政投融資とは

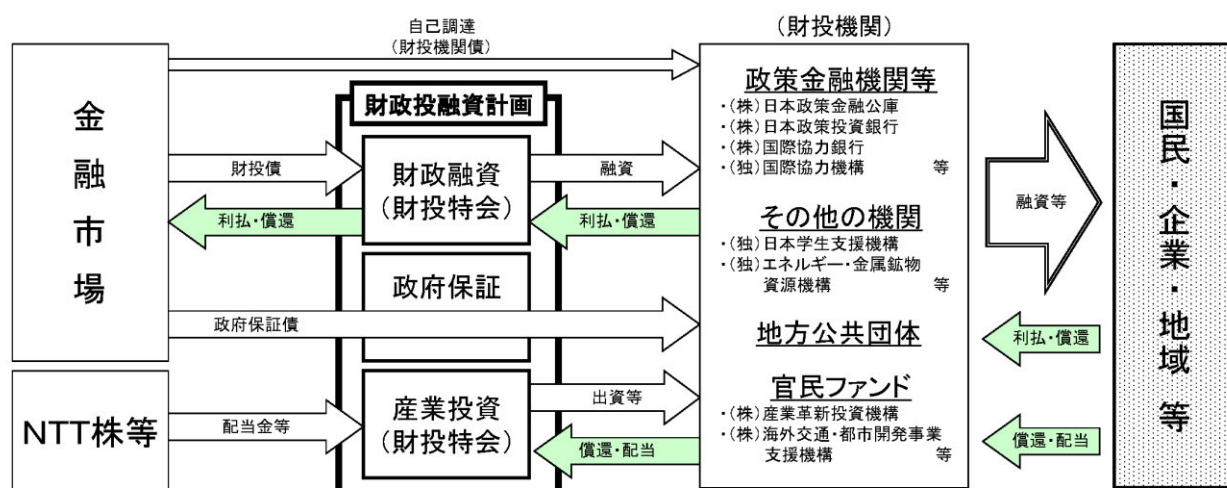
「財政投融資」とは、税財源によらず、国債の一種である財投債の発行によって調達した資金等を財源とする国による投融資活動です。民間では十分に資金供給できないが、政策的な観点から資金供給を行うべき分野に対して、後から資金を回収することを前提に、長期・固定・低利の融資や、リスクマネーの供給を行っています。具体的には、融資（財政融資）・投資（産業投資）・保証（政府保証）の3つの手法を用いて、政府関係機関などを通じ、中小企業の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援、産業の活性化といった分野に資金供給を行っています。

日本経済が持続的に成長するためには、中長期的な視点に立った投資をする必要があります。中長期のリスクマネーや成長資金が必要です。こうした中で、民間金融だけではリスクをとること（リスクテイク）ができない分野において、財政投融資に対する期待が生じています。これに対して、財政投融資は中長期的な視点に立ち、民間金融を補完しながら、成長する上での資金面の制約を解消する役割を果たします。

このレポートでは、財政投融資についてより理解を深めていただくため、財政投融資の仕組み・活用分野等についてできる限り分かりやすく説明するよう努めました。また、財政投融資に関する最新のデータも掲載しています。

このレポートをより一層充実した内容にしていくため、お読みいただいた皆さんからご意見・ご質問等をお寄せいただければ幸いです。

■財政投融資の仕組み



目次

I 部 財政投融资の概要

1. 財政投融资とは何か	1
(1) 財政投融资の3類型	1
A. 財政融資	1
B. 産業投資	1
C. 政府保証	2
2. 財政投融资の特徴・役割	4
(1) 一般会計との違い	4
(2) 有償資金による財政政策の特徴	5
(3) 財政投融资の果たす役割	5
A. 「平時」における公的金融機能	6
B. 「危機時」における公的金融機能	6
3. 産業投資の特徴・役割	7
(1) 産業投資の特徴	7
A. 産業投資の意義	7
B. 産業投資の性格・制度	7
(2) 産業投資の対象分野	8
(3) 官民ファンド	9
4. 分科会報告書『財政投融资の在り方に関する議論の整理』（令和6年7月）	11
5. 財政投融资が活用されている分野	14
(1) 財政投融资対象分野の変遷	14
A. 1945年～1970年代前半（戦後復興期～高度経済成長期）	14
B. 1970年代後半～1990年代（安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期）	14
C. 2000年代以降	15
(2) 令和6年度計画の対象分野	16
6. 財政投融资の歴史	18
(1) 財政融資	18
A. 財政融資制度の沿革	18
B. 財政投融资改革	20
(2) 産業投資制度の沿革	22
7. 財政投融资特別会計	24

Ⅱ部 財政投融資計画

1. 財政投融資計画編成の流れ.....	26
(1) 財政投融資計画とは.....	26
(2) 財政投融資計画の編成.....	26
(3) 国会の審議・議決.....	27
(4) 社会経済情勢に応じた柔軟な資金供給.....	27
2. 令和6年度財政投融資計画.....	29
(1) 財政投融資計画策定の基本的考え方.....	29
(2) 重要施策.....	29

Ⅲ部 財政投融資に関する制度や取組

1. 財政制度等審議会財政投融資分科会	32
2. 財政投融資の財務の健全性確保.....	36
(1) 資産負債管理（ALM）	36
(2) 積立金（金利変動準備金）	37
(3) 繰上償還の補償金.....	40
3. 財投機関に対するチェック機能の充実.....	43
(1) 実地監査.....	43
A. 法人等実地監査・スポット監査.....	43
B. 地方公共団体実地監査.....	44
(2) 地方公共団体の財務状況把握.....	44
4. ディスクローチャーの充実.....	48
(1) 政策コスト分析.....	48
(2) 財投機関におけるディスクローチャーの取組.....	49
(3) 財政投融資の透明性確保への取組.....	49

過去3年度分の財政投融資計画

1. 令和6年度財政投融資計画（当初）	50
2. 令和5年度財政投融資計画（補正）	58
3. 令和5年度財政投融資計画（当初）	59
4. 令和4年度財政投融資計画（補正）	60
5. 令和4年度財政投融資計画（当初）	61

財政投融资の 概要

chapter

01



(株) 日本政策投資銀行 / 特定投資業務

I 部 財政投融资の概要

1. 財政投融资とは何か

「財政投融资」とは、税財源に依らず、国債の一種である財投債^①の発行によって調達した資金などを財源とする、国による投融资活動です。

(1) 財政投融资の3類型

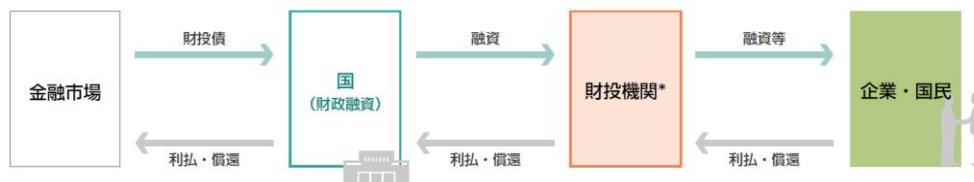
財政投融资の具体的な資金供給手法には、財政融資、産業投資、政府保証の3種類があります。それぞれ原資や会計区分、対象などが異なります。

A. 財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や預託金^②などによって構成されている財政融資資金^③を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などの財投機関^④に対して主に「長期・固定・低利」で行われる融資です。

財政融資資金は、財政投融资特別会計^⑤の財政融資資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性^⑥のある事業となります。また、「財政融資資金法」第1条において、財政融資資金の運用は「確実かつ有利」に行うことが求められていることから、財政融資資金の運用先は、同法第10条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。



B. 産業投資

産業投資とは、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や財政投融资特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株の配当金等を原資として行う投資(主として出資)です。

産業投資は、財政投融资特別会計の投資勘定において経理されています。

① 財投債 (財政投融资特別会計国債)

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券(国債)をいいます。

財投債の発行収入は、財政投融资特別会計 財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画の中においても国債の一種として位置付けられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われる点で、一般会計などの歳出の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系(SNA)上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」にも含まれません。

(関連)「財政融資」、「財政融資資金」

⑤ 参照：I部7. 「財政投融资特別会計」

② 預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金(注)や余裕金(支払い上余裕が生じた現金)などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債金利に即した利子が付されます。(注)年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連)「財政融資資金」

③ 財政融資資金

財政融資を行うための原資(財源)です。財政融資資金は、財投債(国債)や特別会計の積立金(注)などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的として「財政融資資金法」により設置されており、昭和26年度(1951年度)に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度(2001年度)の抜本的な財政投融资改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

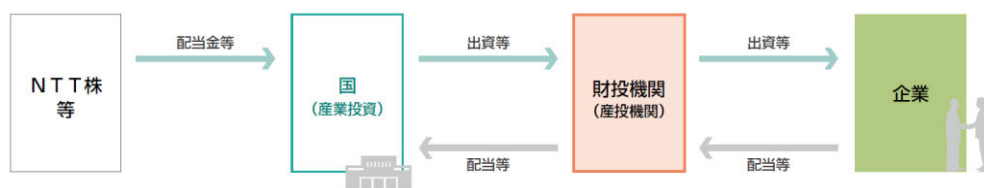
また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融资特別会計 財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計(=税財源)からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

(注)年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

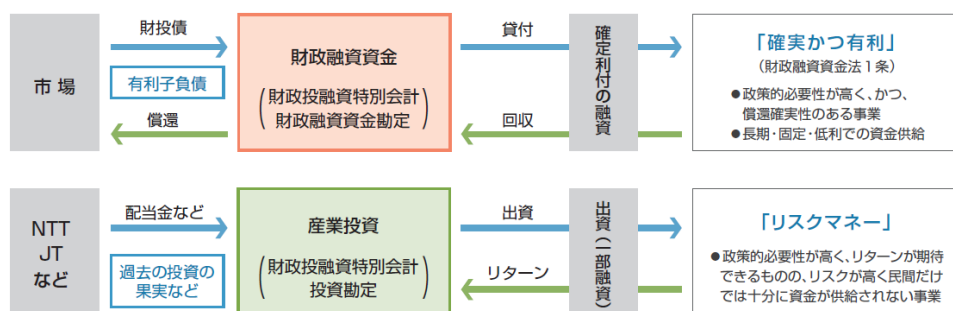
(関連)「財政融資」、「財政融資資金運用計画」

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対して、出資等を行っています。

なお、投資対象は、ガバナンスや収益性の観点から、政府の監督権限及び政府出資規定等を有する特別法により設置される法人に限定しており、その際、法律に国庫納付規定、配当規定又は利益分配規定のいずれかを設けています。



■ 財政融資と産業投資



C. 政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入金を対象に、予算総則で定められた限度内で政府が元利払いに対して行う保証です。政府の法人に対する債務保証については、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条の規定により原則として禁じられていますが、国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている等の条件を満たす独立行政法人等に対しては、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられています。これにより、財投機関は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証は、政府のバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融资改革^⑦により財投債（政府保証より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応する

④ 財投機関

財投機関とは、当該年度に財政投融资を活用している機関を指します。

財政投融资には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の3つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

財政融資については、「財政融資資金法」第10条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

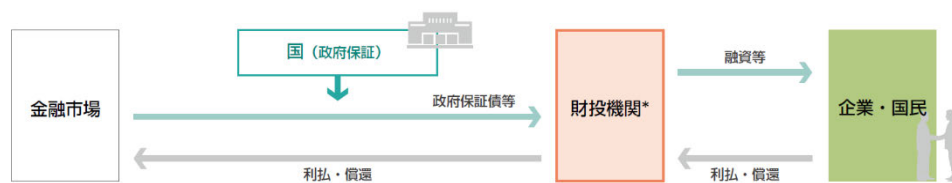
⑥ 償還確実性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。

（関連）「民業補完性」

⑦ 参照：I部6. (1) B
「財政投融资改革」

こととされており、引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。



2. 財政投融资の特徴・役割

(1) 一般会計との違い

一般に、資本主義経済においては、市場メカニズムに従って財・サービスが配分されます。しかし、経済を完全に市場メカニズムに委ねた場合は、社会全体として必要な財・サービスが十分に供給されない、経済的に著しい不平等が生じる、などの問題が生じるとされています。政府の経済活動である財政政策は、このような問題を解決するために行われています。

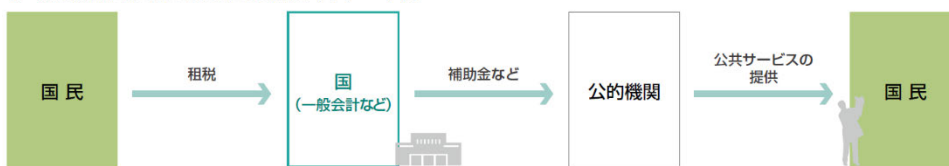
財政政策において供給される資金には、以下の2種類があります。

- ① 補助金など渡し切りの「無償資金」
- ② 融資や投資といった、原資の回収を前提とした「有償資金」

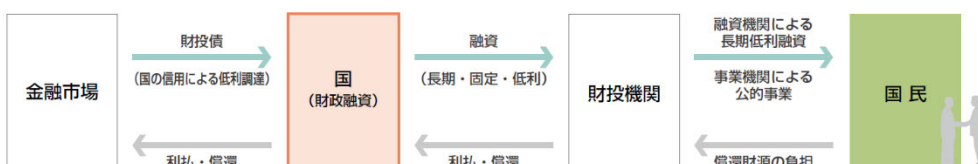
それぞれの資金の流れを見ると、①の一般会計補助金などは、国民から税金を徴収し、政府が予算として支出するという“**一方向の流れ**”になっています。一方、②のうち例えば財政融資は、市場から調達した資金が融資という形で政府から財投機関、財投機関から融資先へ流れていくのに加えて、融資先から財投機関、財投機関から政府、政府から金融市場に利払・償還という形で資金が流れていくという“**双方向の流れ**”になっています。

■ 一般会計補助金などと財政融資の資金の流れの違い

【一般会計補助金などの資金の流れ（イメージ）】



【財政融資の資金の流れ（イメージ）】



（２）有償資金による財政政策の特徴

有償資金による財政政策である財政投融资を活用した事業に関しては、一般会計によるものと比較し、以下のような特徴が挙げられます。

【租税負担の抑制】

財政融資は、財投債の発行などによって国の信用を活かして市場から低利で調達した資金を用いており、その償還・利払は財政融資の貸付先からの償還・利払によって賄われています。また、産業投資は、政府が保有している株の配当などをもとに出資をしています。そのため、租税負担が抑制されます。

なお、財政投融资を活用して政府関係機関や独立行政法人などが事業を実施する際に、同時に一般会計などから補助金・補給金などが支出されている場合があります。このような場合においても、補助金・補給金などのみによって事業を実施する場合と比べて、租税負担を抑制しつつ、事業規模を確保することができます。

【事業の効率的な実施】

補助金ではなく投融资により特定の事業を支援する場合、事業者や債務者が最終的にコストを負担するため、事業の効率的な実施が期待できます。

【受益者負担の実現】

ある特定の公共財の建設や改良等によって利益を受ける者（受益者）が、その利益に見合った費用や料金等を負担することは、公平性の観点から適切です。

（３）財政投融资の果たす役割

財政投融资は、「民間にできることは民間にゆだねる」という民業補完性を前提として、平時・危機時のそれぞれにおいて、次の役割を果たしています。

民業補完性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。

（関連）「償還確実性」

A. 「平時」における公的金融機能

平時に公的金融機能が担うべき役割として、①大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における「民間では担えないリスクの負担（中長期の資金供給）」、②情報の非対称性や不完全競争、外部経済効果（特に非排除性）があるなど市場メカニズムでは効率的な資源配分が実現されない状況に対応する「民間金融市場の補完」、③民間の投資マーケットが十分に形成されていない状況での「民間資金の誘発」などが挙げられます。

B. 「危機時」における公的金融機能

危機時には公的金融が平時の役割を超えた役割を担います。具体的には、いわゆるリーマン・ショック等の経済・金融危機により金融市場が機能不全に陥った場合の復旧支援や、東日本大震災等の大規模災害後の復興支援、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大の際には、民間金融のリスクテイクにも限界があり、公的金融機能による「量的補完」を行いました。一方で、平時にも危機対応を目的とした融資が恒常化し産業の新陳代謝を妨げることもないよう、平時への移行のタイミングを見極めて、公的金融が担うべき事業範囲・事業分野に縮小することとしています。

平時

民間資金の誘発効果

従来の業種や企業の枠を超えて新たな付加価値を創出するスタートアップ企業などに対して、資金調達を支援することにより、民間金融からの資金供給を誘発しています。

民間金融市場の補完

信用力・担保力が弱い中小零細企業・農林水産業や、外部経済効果のために最適配分がなされにくい環境分野、一定の政策的誘導が必要な福祉分野について資金調達を支援し、民間金融市場を補完しています。

民間では担えない中長期の資金供給

空港、都市再開発など、国民経済全体や地域経済に便益を及ぼす大規模・超長期のプロジェクトなどにおいて、民間金融では担えないリスクを負担することで持続的・安定的な資金調達を実現しています。

危機時

危機時における量的補完

リーマン・ショックや、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症などのような危機時には、民間金融のリスク負担に限界があるため、平時の役割を超えて民間金融の「量的補完」をしています。

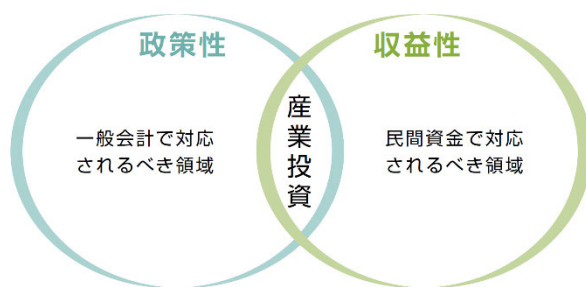
3. 産業投資の特徴・役割

(1) 産業投資の特徴

A. 産業投資の意義

産業投資は、「特別会計に関する法律」(以下「特別会計法」という)第50条において、「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と規定されており、**政策性**と**収益性**という2つの要件をそれぞれ満たす必要があります。すなわち、産業投資では、政策性の面で、国際的な競争環境の中で日本経済の成長力強化等につながる産業の開発及び貿易の振興に資する民間資金の呼び水・補完となる戦略的な投資で、かつ収益性が見込まれる案件への投資等を行っています。

■ 産業投資の政策性と収益性



B. 産業投資の性格・制度

民間金融機関などが行う投資活動は、短期的な利益を株主、債権者などから求められる短中期的投資が中心となるのに対し、産業投資は、利益が上がるまで長期的に耐えることができる資金による投資、いわゆるペイシメント・キャピタルであることが特徴です。

産業投資は、財政融資と異なり、リスクが高い事業を対象として主にエクイティファイナンス(「**産投出資**」)を実施しています。また、メザニンファイナンスの供給源としての役割も担っており、産投出資に加えて、「**産投貸付**」も活用しています。平成29年以降、新規貸付は行っていません。

これらは、出資の原資または、業績に連動した金利が決定される融資(主に資本性劣後ローン¹³⁾)の原資等に活用されます。

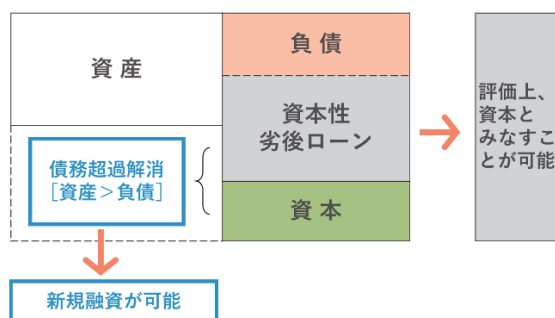
13 資本性劣後ローン

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。そのため、資本性劣後ローンには、民間融資を誘発する効果が期待されます。

■産業投資の商品性

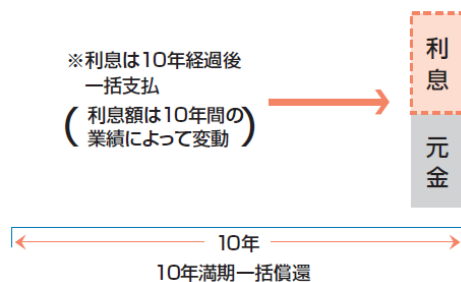
商品性	原資	産投機関にとってのメリット・デメリット
エクイティ ファイナンス	産投出資	再投資に回すことが可能。信用リスクに対応できる（自己資本の積み増しによる財務基盤強化）。
メザン ファイナンス	産投出資	確定利付の財政融資では対応困難な業績連動型の金利設定の融資が可能。再投資に回すことが可能。信用リスクに対応できる（同上）。
	産投貸付	確定利付の財政融資では対応困難な業績連動型の金利設定の融資が可能。財務基盤強化の効果が無い。

■資本性劣後ローンのイメージ



■業績連動型金利設定のイメージ

（利息 10 年経過後一括支払いの場合の例）



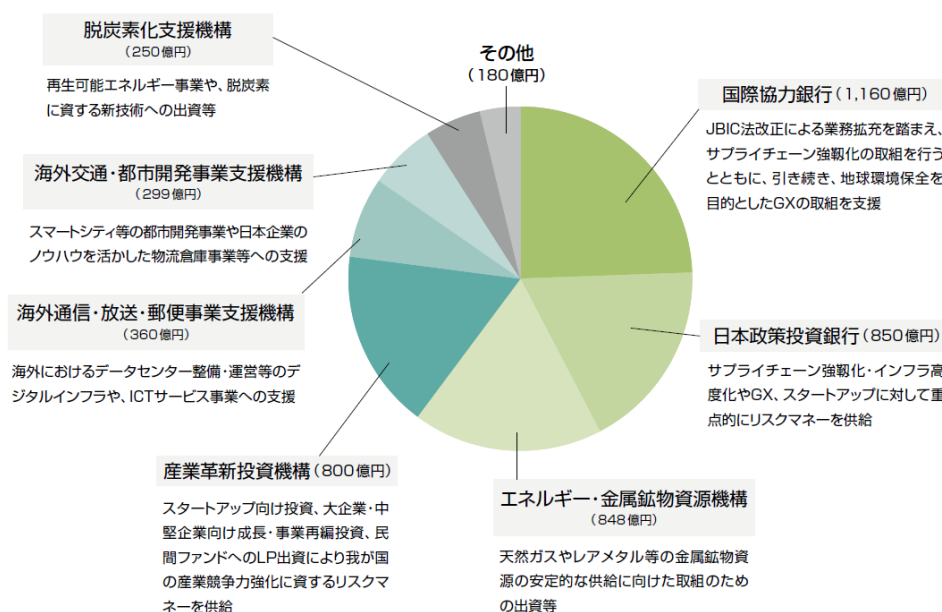
(2) 産業投資の対象分野

産業投資では、従来、政府関係機関や独立行政法人などに対し、資本性資金の供給を目的とした出資、政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化を目的とした出資を実施してきており、近年は、これらに加え、官民ファンドを通じてリスクマネー供給を強化し、これを呼び水として民間資金を誘発しています。

令和5年度（2023年度）末で7兆189億円の出資及び貸付を行っており、融資業務などのリスクバッファ、投資の直接の原資などに使われています。近年では、官民ファンド向けの出資など、投資の直接の原資として産投出資が使われる割合が増えています。

一方、これまで実施してきた研究開発法人向け投資は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年（2010年）12月7日閣議決定）などを踏まえた各法人における事業の廃止や新規採択の廃止などを受け、大幅に減少しています（平成26年度（2014年度）以降はゼロ）。

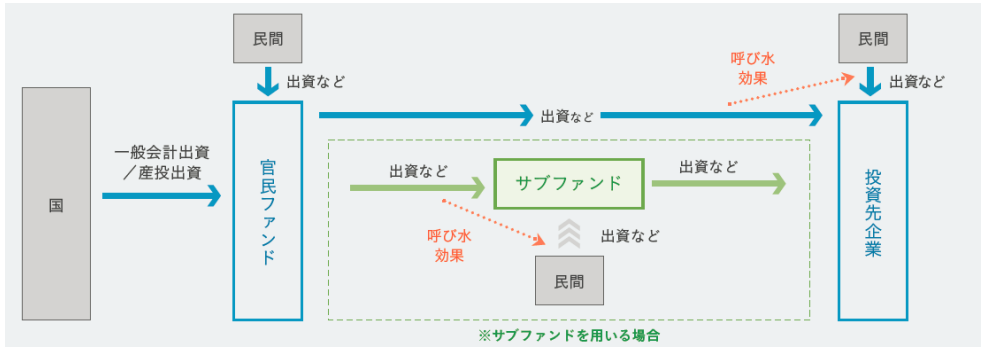
【産業投資の対象（令和6年度財政投融資計画）】



（3）官民ファンド

官民ファンドは、それぞれの設置法に基づき所管官庁の監督の下、政府・民間から拠出された資金を原資として、政策目的を実現するための投資活動を行うファンドを指します。ここで言う政策目的とは、具体的には、政府の成長戦略の実現や地域活性化への貢献及び新たな産業・市場の創出など、政策的意義のある分野において民間資金の呼び水・補完としての役割を果たし、民間のリスクマネー供給を活発化させることです。なお産業投資が出資している官民ファンドは、一部のファンドでは累積損失が生じていますが、全体の累積損益はプラスです。

■官民ファンドのスキーム



■官民ファンドの概要（産業投資対象機関のみ掲載）

名称	設立日	設置期限 (存続期間)	目的	産業投資 (令和5年度末 時点)	民間出資 (令和5年度末 時点)
(株)産業革新投資機構(※) (JIC)	平成21年7月17日 (平成30年9月25日改組)	令和32年3月31日 (31年間)	最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進すること。 〔特定事業活動〕とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。	3,670 億円	135 億円
(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	平成25年1月23日	令和15年3月31日 (20年間)	我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うこと。	300 億円	19 億円
(株)民間資金等活用事業推進機構 (PFI推進機構)	平成25年10月7日	令和15年3月31日 (20年間)	官民連携によるインフラファンドの機能を担う機民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の軽減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与すること。	100 億円	100 億円
(株)海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構)	平成25年11月8日	令和16年3月31日 (20年間)	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資すること。	1,236 億円	107 億円
(株)日本政策投資銀行 (DBJ) における特定投資業務	(事業開始日) 平成27年6月29日	令和13年3月31日 (15年間)	企業の競争力強化、特に地域活性化等の観点から、政投銀による成長資金（資本性資金等）の供給を限定的・集中的に強化することにより、民間金融機関の資金供給に対する呼び水効果を発揮しつつ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組みを支援すること。	8,640 億円	8,190 億円 (株)日本政策投資銀行の自己資金
(株)海外交通・都市開発事業 支援機構 (JOIN)	平成26年10月20日	なし (5年ごとに機関法の 施行状況について検 討)	我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	2,700 億円	59 億円
(株)海外通信・放送・郵便事業 支援機構 (JICOT)	平成27年11月25日	令和18年3月31日 (20年間)	我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要の応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	870 億円	24 億円
(株)脱炭素化支援機構 (JICN)	令和4年10月28日	令和33年3月31日 (28年間)	温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与すること。	181億円	109億円

※産業競争力強化法を設置根拠とした(株)産業革新機構の事業承継会社として、平成30年9月21日に(株)INCJが設立。
また、(株)産業革新機構を改組し、平成30年9月25日に(株)産業革新投資機構が発足。

(注) 単位未満は四捨五入

4. 分科会報告書「財政投融资の在り方に関する議論の整理」（令和 6 年 7 月）

財政制度等審議会財政投融资分科会^①では、産業構造の変化、地政学リスクの高まりに対するサプライチェーンの強靱化、脱炭素成長型経済構造への移行など、国による産業支援の必要性が高まっている状況の中で、財政投融资が担うべき役割や在り方に関する検討がなされ、令和 6 年 7 月に「財政投融资の在り方に関する議論の整理—時代の変化を踏まえた規律ある運営に向けて—」がとりまとめられました。

報告書の主な内容は、以下の通りです。

財政投融资の役割と課題

・基本的な役割

財政投融资の基本的な役割は今も変わっておらず、政策的意義があり、収益性が見込まれる成長分野への支援については、自助努力の促進や受益者負担といった特徴を有する財政投融资の活用が検討されることが望ましい。

・資金供給の方法・対象分野

財政融資については、今後も引き続き民業補完性と償還確実性という原則を堅持し、具体的な対象分野等は必要に応じて見直すことで、経済社会情勢の変化に伴う新たな資金ニーズに応じていくべきである。

産業投資については、経済社会情勢の急速な変化や国際的な地政学リスクが高まる中で、民間のみでは負うことが難しいリスクを負担するという役割は益々高まっていくと考えられる。一方で、全体として一定の利益が確保されているものの、収益源の偏在や官民ファンドの一部において累積損失が拡大する等、ガバナンス面で一層の改善が必要であり、戦略的に重要な分野に、民間資金を呼び込みつつ、リスクマネーを供給する役割をより適切かつ効果的に果たしていくため、運営改善・ガバナンス強化等を通じた機能強化が図られるべき。

・運営の在り方

財政投融资が持つ金融的側面を踏まえた、規律ある運営が徹底される必要があり、財政投融资分科会でこれまで議論されてきた原則・基準^②を再確認した上で、それに準拠した形で財政投融资計画の編成・執行等が行われることが必要である。また、財政投融资の実務を担う財務省理財局及び財務局等の関係部署においては、高い専門性が要求される付加価値の高い業務に対応でき

①参照：Ⅲ部 1.

「財政制度等審議会財政投融资分科会」

② p.35 分科会の答申・報告書などを参照

るよう人材育成や体制整備を進めていく必要がある。

- ・危機時の対応

新型コロナウイルスの感染拡大や、本年初頭に発生した能登半島地震へ対応するため、財政投融资は機動的に低利で資金を提供し、危機時のセーフティネットとしての役割を果たしてきた。このような役割は引き続き重要であり、将来の危機においても効果的な対応が行えるよう、過去の対応の有効性やコストを検証するなど、備えの確認を行うことが望ましい。

- ・大学ファンド

大学ファンド向けの財政融資については、政策目的とは直接関係がないリスクのある市場運用の原資として、極めて大規模な財政融資資金を貸し付けるという、異例の対応であった。また、貸付期間が極めて長期に及ぶことを踏まえ、財政融資資金の償還確実性が損なわれることのないよう、今後も継続的にモニタリングを行うなど、特段の注意を払って関与していく必要がある。

産業投資の在り方

- ・産業投資の運営改善・ガバナンス強化

産業投資については、期待される政策目的を実現しながら適切な収益を上げていくため、各機関に対して責任ある対応を求めつつ、出資者の立場で一層の運営改善・ガバナンス強化に取り組むべきである。

政策性と収益性の両立が求められるという産業投資の特殊性を考慮しつつ、収益管理等の在り方については民間主体による取組も参考としうるとの認識に立ち、その具体的な方策について以下の①～⑥について検討を行った。

- ①ポートフォリオの管理運営
- ②各機関の投資活動に対するモニタリングの高度化
- ③大型案件に対する対応
- ④各機関への建設的関与
- ⑤収益懸念に対する実効的対応
- ⑥借入れに対する規律の強化

- ・財源面での仕組上の課題

産業投資の規模は、毎年度変動する配当金等の水準に厳格に制約され、また、財源の大半がNTT株とJT株に由来するという不安定な構造にある。産業投資をより安定的かつ機動的に運営していくためには、運営改善・ガバナンス強

化に向けた取組を前提として、財源の平準化や必要に応じた資金調達のための仕組みについて、制度改正も念頭におきつつ検討することが適当である。

例えば、投資勘定に設けられている投資財源資金を活用した財源留保や借入れによる資金調達などが考えられる。ただし、仮に借入れの活用を検討する場合には、借入金の上限を設ける等、限定的に運用されることが不可欠である。

運営改善・ガバナンス強化に向けた取組と相まって、こうした新しい産業投資の仕組みの下で、政策目的の実現と、それによる経済的利益が配当等の形で国庫に還元されるという好循環を目指していくべきである。

以上を踏まえ、法令改正も含め、必要な具体的対応について検討していくことを求める。

報告書の全文は、以下のリンクからご覧いただけます。

[財政制度等審議会 財政投融资分科会（答申・報告書等）](#)：財務省（[mof.go.jp](https://www.mof.go.jp)）

5. 財政投融資が活用されている分野

財政投融資は、政府関係機関や独立行政法人などの財投機関が行う事業を通じて、様々な分野に活用されています。

（１）財政投融資対象分野の変遷

A. 1945 年～1970 年代前半

（戦後復興期～高度経済成長期）

戦後経済復興期には、基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）の育成に力点が置かれました。その後、高度経済成長期に入り、欧米より遅れたインフラ整備やマイホーム取得のために住宅分野にも活用され、さらに、中小企業支援や公共事業にも活用されました。こうした分野を担うべく、財投機関の数も増加し、政策目的に応じた様々な財投機関が設立されました。

■戦後復興期～高度経済成長期（主な活用事例）

分野	財投機関	活用事例
住宅	日本住宅公団	多摩ニュータウン、高島平団地の整備など
中小企業	中小企業金融公庫	ソニー（株）、京セラ（株）などの創業期・成長期に融資
社会資本整備	日本道路公団 日本国有鉄道 新東京国際空港公団	東名、名神高速自動車道などの建設 東海道・山陽新幹線の建設 成田国際空港の建設
産業	電源開発 日本開発銀行	電力供給のためのダム建設など（御母衣ダム） 基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）に対する長期資金の供給

B. 1970 年代後半～1990 年代

（安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期）

オイルショックを経て安定成長期へ移行し、企業の投資意欲が減退する中、1970 年代後半から 1980 年代前半にかけて住宅及び中小企業向けの投融資が増加し、生活環境整備（都市開発など）を加えると財政投融資額全体の 6 割を占めました。また、大都市圏を中心とした大規模なニュータウンや研究学園都市の開発、地方産業拠点の建設など、採算性が必ずしも高くない事業にも活用されました。

バブル崩壊後の 1990 年代は、経済対策として公共事業が推進される中、住宅向けの投融資が増大し、全体の 3 分の 1 となりました。

■ 安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期（主な活用事例）

分野	財投機関	活用事例
住宅	住宅金融公庫 宅地開発公団	住宅建設のための融資 千葉ニュータウンの開発など
生活環境整備 地域開発	住宅・都市整備公団 地域振興整備公団 水資源開発公団	都市の再開発（みなとみらい21）、研究学園都市（筑波）の開発など いわきニュータウン・長岡ニュータウンなどの開発、地方都市の再開発 水資源の開発・利用のため、奈良俣ダム、早明浦ダムなどの建設
中小企業	中小企業金融公庫 国民金融公庫	民間金融機関からの融通が困難な中小企業などに対する融資
社会資本整備	日本鉄道建設公団 空港整備特別会計など	長野新幹線などの建設 東京国際空港（羽田）の沖合展開・再拡張

C. 2000 年代以降

財政投融资制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするため、平成 13 年（2001 年）から「財政投融资改革」を実施し、対象分野の重点化・効率化に取り組みました。こうした中、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年（2001 年）12 月閣議決定）などを背景に、住宅の割合が大きく減少しました。

その後、平成 20 年（2008 年）のリーマン・ショック後の経済危機や平成 23 年（2011 年）の東日本大震災への対応として、資金繰りに困難をきたしている企業に対する支援（セーフティネット貸付や危機対応業務）、復旧・復興事業や防災・減災対策に活用されました。また、近年では新型コロナウイルス感染症の流行の際にも、財政投融资が積極的に活用されました。

リーマン・ショック後の経済・金融危機への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	中長期的に業況の回復が見込める中小企業などへのセーフティネット貸付の拡充等
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資
海外投融资	国際協力銀行	日本企業の海外事業などを支援するための信用供与

東日本大震災への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	東日本大震災復興特別貸付制度、被災中小企業向けの資本性資金の供給（資本性劣後ローン）などを通じた資金繰り支援
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関を通じた危機対応融資（ツーステップ・ローン）
地方	地方公共団体	東日本大震災を教訓として行う防災・減災対策のための資金供給
福祉・医療	福祉医療機構	被災した病院・福祉施設の復旧及び運転資金の貸付
住宅	住宅金融支援機構	被災した住宅に係る災害復興融資の拡充

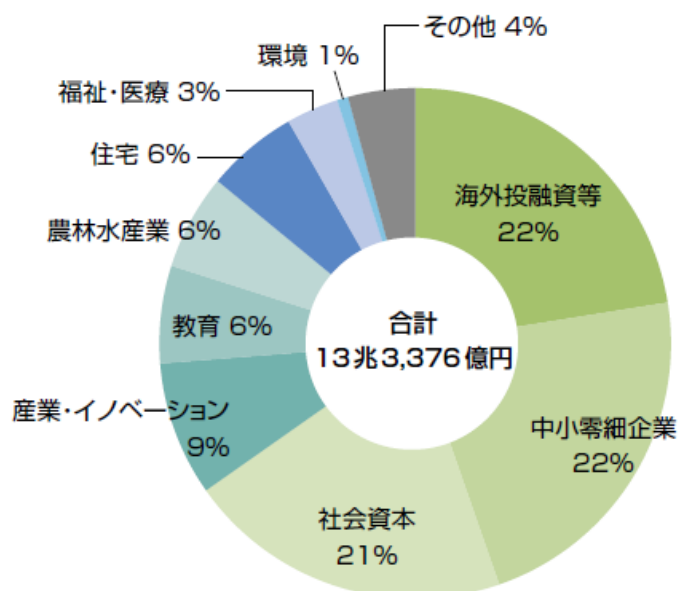
新型コロナウイルス感染症への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付制度、利子補給による実質無利子・無担保融資などを通じた資金繰り支援
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資、民間金融機関からの金融支援を促す資本性劣後ローン
農林水産業	日本政策金融公庫	経営に影響が出ている農林漁業者に対する、実質無利子・無担保融資を通じた資金繰り支援
福祉・医療	福祉医療機構	休業や事業を縮小した福祉・医療事業者に対する、無利子・無担保等の優遇融資を通じた資金繰り支援

（２）令和 6 年度計画の対象分野

こうした活用分野の変遷を経て、令和 6 年度財政投融資計画では、以下のよう
な分野に活用されています。

【財政投融資の分野別措置額の割合（令和 6 年度財政投融資計画）】



■ 財政投融資の分野別措置額の割合（令和 6 年度財政投融資計画）

海外投融資等

資源・エネルギーの安定的な確保や、日本企業の海外事業展開の推進などを行っています。

▶ 国際協力機構、国際協力銀行、エネルギー・金属鉱物資源機構 など



（独）国際協力機構/南北沿動鉄道事業（マロース-ツツジン）（第二期）/
運行予定の鉄道車両/フィリピンマニラ首都圏及び郊外

中小零細企業

信用力や担保力などの基盤が弱い中小・小規模事業者に対し、資金繰り支援、創業や経営転換のための設備投資等への資金供給を行っています。

▶ 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫



沖縄振興開発金融公庫/八重山観光フェリー網
（旅客輸送能力拡充のための船舶建造を支援）/船舶/沖縄県石垣市

社会資本

空港や鉄道、高速道路の整備など、大規模・超長期のプロジェクトの推進・加速などを行っています。

▶ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本高速道路保有・債務返済機構 など



(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構/整備新幹線事業/北陸新幹線/福井県敦賀市

教育

学生等に対する貸与型奨学金事業や、私立学校の施設整備などに必要な資金の貸付けなどを行っています。

▶ 日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団 など



日本私立学校振興・共済事業団/貸付事業(一般施設費)/名古屋造形大学/愛知県名古屋市中区

住宅

老朽化した賃貸住宅の建替えの推進や東日本大震災などの災害に対応するための災害復興住宅融資などを行っています。

▶ 都市再生機構、住宅金融支援機構 など



(独) 都市再生機構/賃貸住宅事業/賃貸住宅/埼玉県和光市

環境

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、脱炭素化に資する事業活動への資金供給などを行っています。

▶ 脱炭素化支援機構 など

産業・イノベーション

産業の競争力強化やイノベーションの創出に必要なリスクマネーの供給などを行っています。

▶ 産業革新投資機構、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫 など



JICベンチャー・グロース・インベストメンツ(株)/自然電力㈱に対する出資/風力発電所/佐賀県唐津市

農林水産業

自然条件に影響を受けやすい、生産サイクルが長いなどの特性がある農林水産業において、設備投資などへの資金需要に対応するなどを行っています。

▶ 日本政策金融公庫、全国土地改良事業団体連合会 など



(株) 日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)/生産性向上(周年栽培による収量向上)/いちごの植物工場/奈良県磯城郡田原本町

福祉・医療

医療法人や社会福祉法人などに対する融資を通じて、福祉施設や医療関連施設の整備などを行っています。

▶ 福祉医療機構、国立病院機構 など



(独) 福祉医療機構/福祉貸付事業/大家学園ふれあいの里/東京都練馬区



(株) 脱炭素化支援機構/株式会社コベックに対する融資(食品廃棄物を回収・発酵処理し、隣接する発電所へメタンガスを販売する事業)/メタン発酵による廃棄物処理施設/兵庫県神戸市

6. 財政投融资の歴史

(1) 財政融資

A. 財政融資制度の沿革

①明治時代初期～中期

「財政融資資金」の歴史は明治時代初期までさかのぼることができます。当時、民間金融機関は未発達であり、政府のもとに各種の資金が集まりました。明治9年（1876年）の「準備金取扱規則」では大蔵省国債寮で預金を預かりこれを運用するという趣旨の規定が置かれており、明治11年（1878年）には^{えきてい}駅通局貯金（現在の郵便貯金）の預託も受けるようになり、集まった資金を国債で運用することになりました。さらに明治18年（1885年）5月、「預金規則」が制定され、大蔵省預金の預入が法制化されました。なお、「預金規則」には具体的な運用方法及び内容について何等規定されておらず、当初は運用よりもむしろ保管管理に重点がおかれていたものと考えられます。

②明治時代後期～戦時中

その後、明治40年代（1907年～1912年）にはそれまで運用の大部分を占めていた国債証券のみならず、地方債証券などの引受け、一般会計、特別会計に対する貸付けなどに運用されるようになり、大正に入ると国内事業資金の供給や対外投資にあてるため、興業債券、勸業債券の引受けや特殊銀行などに対する貸付けなどが増加しました。しかし、これらの中には運用上問題が生じたものがあつたため、大正14年（1925年）に「預金部預金法」及び「大蔵省預金部特別会計法」が制定され、運用の基本原則の明確化、経理の明確化・機構面での整備（「預金部」の設置）が図られました。その後戦時体制への突入とともに、次第にその運用は、国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資などに重点が移されていきました。

③戦後

終戦後、預金部の運用資産について、特殊会社、銀行などの債権や貸付金などに損失が生じたため、預金部の資産及び負債の整理が実行されました。また、占領下での運用先は、連合軍総司令部の方針として、原則として国及び地

方公共団体に対するものに限定されることとなりました。その後、国民生活が落ち着きを取り戻すにつれ、郵便貯金を中心として預金部資金が急増し、余裕金が生じたことと産業界から長期設備資金の供給を求める声が強かったことなどから、長期資金の供給体制を整備するため、昭和26年（1951年）に「資金運用部資金法」が制定されました。同法により設置された「資金運用部資金」が財政融資資金の前身です。

資金運用部資金法においては、郵便貯金や政府の特別会計の積立金・余裕金などの政府資金を資金運用部に統合し一元的運用を図ることが明確化されました。また、確実かつ有利な運用を徹底するため、運用先を国（一般会計及び特別会計）や地方公共団体と、その全額出資法人などに限定することを規定しており、この点は現在の財政融資資金においても同様の考え方を踏襲しています。

■ 財政融資制度の沿革（概略）

【財政融資関連年表】		
明治時代 初期	準備金取扱規則	税金以外の雑収入などを「積立金」として蓄積。のち、「準備金」と改称。
明治9年		大蔵省国債寮で預金を預かり運用する規定をおく。
明治11年		逓通局貯金（現在の郵便貯金）が大蔵省国債局に預けられて、運用が本格化する。
明治18年	預金規則	大蔵省預金の預入れを法制化し、預金部設置。ただし、当初は運用よりも保管業務に重点が置かれていた。
明治中期 ～大正		この間、預金部の運用は国債中心から興業債券や特殊銀行債へ変化した。大正に入ると、西原借款 ^(注) のように、運用上問題となったものも生じた。資金の管理・運用を適正にするため、預金部制度の改善の必要が出てくる。
大正14年	預金部預金法	「有利確実な方法」「国家公共の利益のため」という基本原則を明確化。「預金部資金運用委員会」を設置。
第二次大戦頃		戦時体制への突入とともに、次第に国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資などに運用の重点が移された。その結果、運用資産に大きな損失が生じる。
昭和21年	大蔵省預金部等 損失特別処理法	預金部の資産と負債の整理を実行。
占領下		GHQの方針として預金部資金の運用先は原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されていた。
昭和26年	資金運用部資金法	戦後復興のため、産業界から長期資金の需要が高まる。 ・ 国の資金の管理を一元化 ・ 公共の利益の増進に寄与 ・ 資金の確実かつ有利な方法での運用
昭和48年		「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」施行
昭和62年	資金運用部 資金法改正	金利自由化など、経済金融環境の変化が進展。 ・ 預託金 ¹ の預託利率について、法定制を改め、政令に委任 ・ 資金運用部資金の運用対象として、外国債を追加
平成13年	財政融資資金法	時代環境を反映し、政策の重点が産業基盤の充実から生活基盤の整備へと移行。 ・ 郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務廃止（財政融資改革） ・ 政策コスト分析 ¹ の導入 ・ 情報開示の一層の徹底 ・ 市場原理に則った資金調達

（注）西原借款 大正6、7年頃行われた一連の対中国向け借款を指します。その一部は預金部資金をもって行われましたが、回収不能となり、国による元利金の買代わりなどの整理が行われました。

B. 財政投融资改革

財政投融资制度については、平成 13 年度（2001 年度）に抜本的な改革（財政投融资改革）が行われました。

この改革以前は、資金運用部資金法（「A. 財政融資制度の沿革」参照）に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融资の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融资は、国内の貯蓄を社会資本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融资の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されていました。

財政投融资改革は、こうした点を踏まえ、財政投融资制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融资の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みへと改められました。財政投融资に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金量に応じた資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となりました。

また、財投機関が行う財政投融资対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、さらに、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債^①の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

このほか、政策コスト分析^②を導入しました。これは、財政投融资のディスクロージャーの観点から、財政投融资を活用している事業について政策コスト（補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融资対象事業としての妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

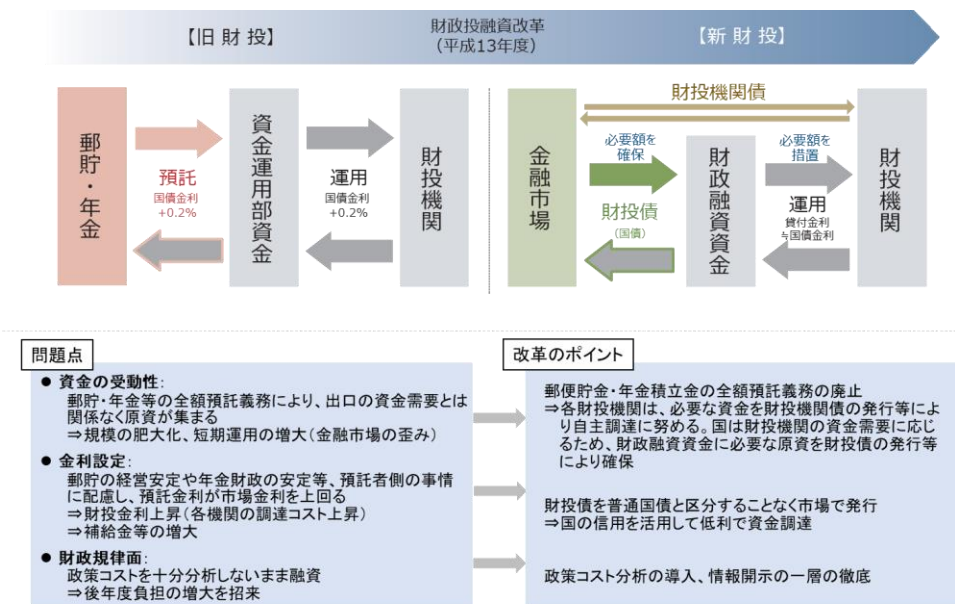
① 財投機関債

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成 13 年度（2001 年度）の財政投融资改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。

（関連）「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

② 参照：Ⅲ部 4.（1） 「政策コスト分析」

■ 財政投融资改革のイメージ



(参考) 財政融資資金の調達金利と貸付金利の変化

財政融資資金は、財投債と預託金を主な財源としています。財投債は国債の一種であり、商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているため、調達金利は国債金利そのものです。一方、国の特別会計の積立金・余裕金などからの預託金については、財務大臣が預託期間に応じて、国債の利回りに即した預託金利を定めることとされています（ただし、0.001%を下限としています）。

また、貸付金利についても、国債の流通利回りを基準として、貸付期間に応じ、償還方法（元金均等^③、元利均等^④、満期一括^⑤）や据置期間（貸付を受けた日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間）といった償還形態の違いを反映した上で財務大臣が定めており（ただし、0.001%を下限としています）、調達金利と貸付金利は、基本的に国債金利と同水準になります。

以上のような金利の設定方法は、財政投融资改革において導入されたものです。それまでの預託金利は、昭和62年（1987年）の資金運用部資金法改正により、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに預託者側の事情にも配慮して政令で定めることとされており、財政投融资改革直前における預託金利の実際的水準を見ると、7年以上の預託に対しては毎月発行される10年物利付国債の表面利率に0.2%を上乗せした水準で設定されていました。他方、貸付

③ 元金均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。
（関連）「元利均等償還」、「満期一括償還」

④ 元利均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。
（関連）「元金均等償還」、「満期一括償還」

⑤ 満期一括償還

元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。
（関連）「元金均等償還」、「元利均等償還」

金利については、貸付期間にかかわらず7年以上の預託金利と同一の水準で設定されてきました。

財政投融资改革により預託者への配慮規定が廃止され、預託金利や貸付金利は国債の流通利回りに基づき設定されるようになり、市場原理との調和が図られることとなりました。

そして、現下の金利情勢等を踏まえ、平成31年（2019年）4月1日から財政融資資金貸付金利・預託金利の設定方法を、①下限利率を0.01%から0.001%へ変更、②0.01%未満となる年限についても国債のイールドカーブに基づいた金利を設定、③金利改定時期は毎月1日、としています。

（2）産業投資制度の沿革

産業投資の歴史は、産業投資特別会計^⑥（産投特会）の設置までさかのぼることができます。産投特会は、昭和28年度（1953年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資を行う際に、その経理を一般会計と区別して明確にするために「産業投資特別会計法」により設置された特別会計であり、米国対日援助見返資金特別会計の資金など、当時の日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金などを承継しています。

当初、電力、海運、石炭、鉄鋼などの重要産業の整備が喫緊の課題であったため、産投特会は一般会計繰入を主な原資として、政府関係機関などに対する出融資を実施していました。昭和50年代（1975年～1984年）以降、財政事情の悪化に伴いそれまで産業投資の主な原資であった一般会計からの繰入が急激に減少したことなどを踏まえ、昭和60年（1985年）に産業投資特別会計法が改正され、産投特会の資本の充実を図るとともに、産投特会の在り方を見直すこととされました。この法改正により、①NTT及びJT株式の一般会計から産投特会への無償所属替え、②産投会計から一般会計への繰入規定の創設、③設置規定から「経済の再建」の文言の削除など、所要の整備が行われました。

その後、昭和62年度（1987年度）に社会資本整備の促進を図るためNTT株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産投特会は産業投資勘定と社会資本整備勘定に区分されました。

さらに、「特別会計に関する法律」（平成19年法第23号）の成立を受け、平成20年度（2008年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計^⑦に移管され、名称を財政投融资特別会計とした上で投資勘定になりました。

⑥ 産業投資特別会計

昭和28年度（1953年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産業投資）を行い、その経理を一般会計と区別して明確にするために設置された特別会計を指します。（注）

その後、昭和62年度（1987年度）に、社会資本整備の促進を図るためNTT株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成20年度（2008年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和60年度（1985年度）に行われた改正により削除されました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「産業投資」

⑦ 財政融資資金特別会計

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区別して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和26年度（1951年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成13年度（2001年度）の財政投融资改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成20年度（2008年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定になりました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

(注) 社会資本整備勘定は平成 19 年度（2007 年度）をもって廃止され、一般会計へ移管されました。

■ 財政投融資特別会計（投資勘定）の経緯

【財政投融資特別会計（投資勘定）の経緯】

昭和 28 年	産業投資 特別会計法 ↓ 特別会計に 関する法律	産業投資特別会計の設置 米国対日援助見返資金特別会計の資金など(ガリオア及びエロア資金を主とする米国の対日援助予算を基礎として昭和24年に設置された)並びに一般会計から日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金などを承継し設置。
昭和 30 年 ～ 50 年代		一般会計繰入を主な原資として出融資を実施
昭和 60 年		『産業投資特別会計法』の改正 日本電信電話(株)(1/3)及び日本たばこ産業(株)(1/2)の株式を一般会計より産業投資特別会計に無償所屬替えをし、当会計の財源基盤を充実させた。また、産業投資特別会計から一般会計への繰入規定が追加された。 (注)昭和 60 年の産業投資特別会計法改正までは、一般会計への繰入規定は無かったことから、必要に応じ、法律を定め、一般会計への繰入を行っていた。
平成 20 年		『特別会計に関する法律』により、『財政投融資特別会計投資勘定』に移行

7. 財政投融资特別会計

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の1つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、特別会計法により、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融资計画における財政融資（令和6年度計画：10兆2,868億円）は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。

投資勘定は、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出（令和6年度計画：4,747億円）を主な歳出としています。

財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義¹²に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

（注）特定国有財産整備勘定については、特定国有財産整備特別会計が平成22年度（2010年度）より一般会計に統合されたことに伴い、平成21年度（2009年度）末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度（2010年度）から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられたものです。

12 発生主義

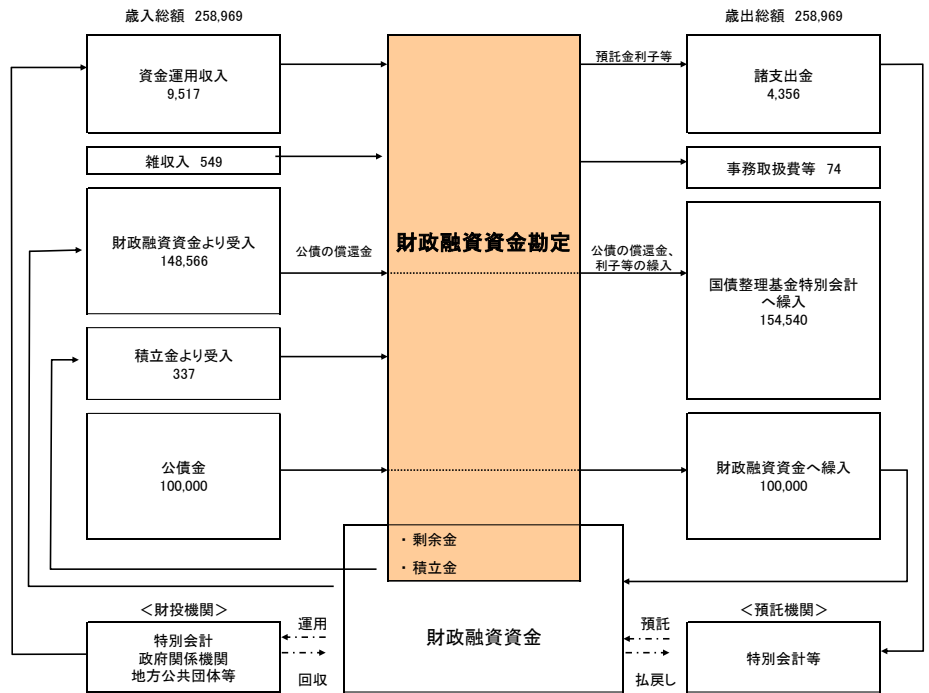
現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融资特別会計については、平成13年度（2001年度）以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。

（関連）「現金主義」

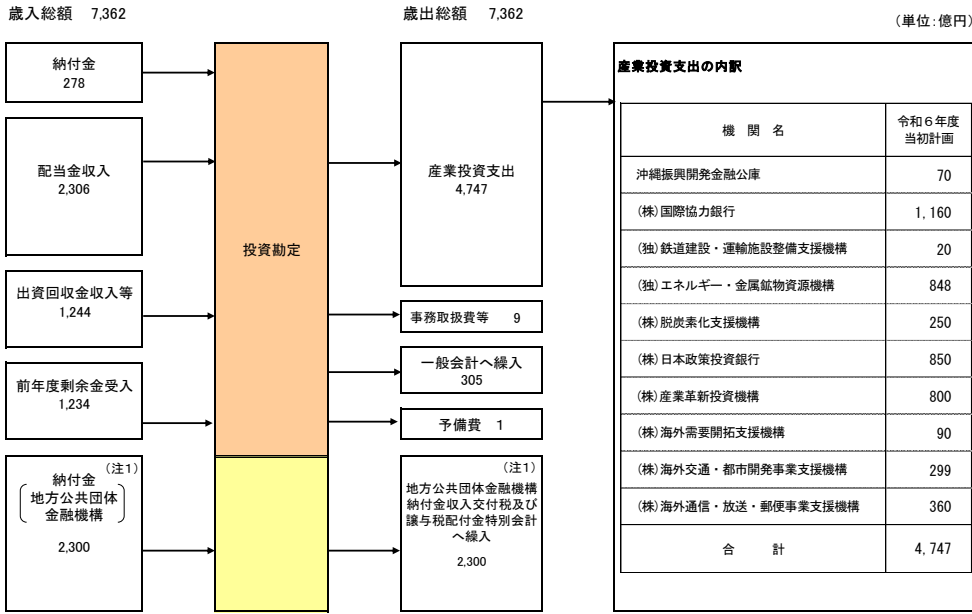
■ 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の資金の流れ（令和 6 年度予算）

（単位：億円）



（注） 各々の計数において億円未満を四捨五入

■ 財政投融资特別会計投資勘定の資金の流れ（令和 6 年度予算）



（注1） 地方公共団体金融機構からの納付金(2,300億円)は、地方の財源不足の補填に充てるために2,000億円を、森林環境譲与税の譲与財源に充てるために300億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れることとしている。

（注2） 各々の計数において億円未満を四捨五入。

財政投融资計画

chapter

02



(株) 海外需要開拓支援機構/日本発「デザイン×テクノロジー」を活かした近距離モビリティと近距離移動サービスの企画・開発・展開事業を行うWHILL社への出資/CES 2023 Accessibility 部門でBest of Innovation Awardを受賞したWHILL自動運転モデル/東京都品川区

Ⅱ部 財政投融资計画

1. 財政投融资計画編成の流れ

(1) 財政投融资計画とは

財政投融资は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融资活動は、国民生活に大きな影響を与えと考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融资活動という点では共通しており、統一性・一覧性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（以下、「長期運用法」という）第5条に基づき、財政融資（期間5年以上）、産業投資（出資及び期間5年以上の貸付け）、政府保証（期間5年以上）のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融资計画を毎年度策定しています。

(2) 財政投融资計画の編成

財投機関を所管する官庁は、一般会計などの予算要求と同時に、財投機関からの要求を取りまとめ、8月末までに財務大臣に提出します。その後、予算編成と並行して、財政投融资計画の編成が行われます。各財投機関の要求は、財政制度等審議会での意見聴取も行いながら、財務省理財局によって審査されます。

要求の審査においては、政策評価や政策コスト分析の手法などを活用し、

- 個々の施策の必要性、重要性（政策的必要性）
- 民間で対応することができないか、また、民業圧迫とならないか（民業補完性）
- 供給する資金が確実に返済されるか（償還確実性）

などが精査されます。

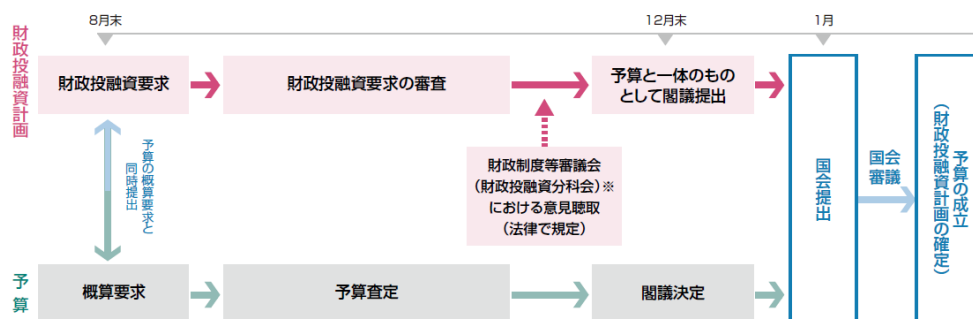
このようにして編成された財政投融资計画は、予算と一体のものとして閣議に提出されます。

(3) 国会の審議・議決

財政投融资計画は、長期運用法に基づき、毎年の通常国会において、特別会計予算と一体のものとして国会に提出されます。

財政投融资計画の構成要素については、財政融資は特別会計予算総則における長期運用予定額、産業投資は財政投融资特別会計投資勘定における歳出予算額、政府保証は一般会計予算総則における債務保証契約の限度額という形で、それぞれ予算の各所に盛り込まれています。予算が国会の審議・議決を経ることで、財政投融资計画は国会による財政統制の下に置かれることとなります。

■ 財政投融资計画編成の一般的な流れ



※財政投融资分科会

国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会の下に財政投融资分科会が置かれています。財政投融资分科会は、学識者・メディア・経済界などの出身の委員によって構成されており、法律に基づき毎年度の「財政投融资計画」等についてあらかじめ意見を述べることとなっています。

(4) 社会経済情勢に応じた柔軟な資金供給

財政投融资計画においては、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、財政融資の予定額や政府保証の限度額を一定範囲で増額しうる措置（弾力条項^{※①}）が講じられており、社会経済情勢に応じて柔軟な資金供給が可能です。

令和5年度（2023年度）においては、令和5年度補正予算の成立に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画^{※②}において、地方公共団体に対する財政融資資金を増額しました。内容は次のとおりです。

〔令和5年度地方公共団体向け財政融資の弾力条項に基づく増額の実績〕

- ・ 令和5年（2023年）12月27日：9,014億円

※① 弾力条項

特別会計法の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に収入の増加を確保することができるときは、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融资計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

※② 財政融資資金運用計画

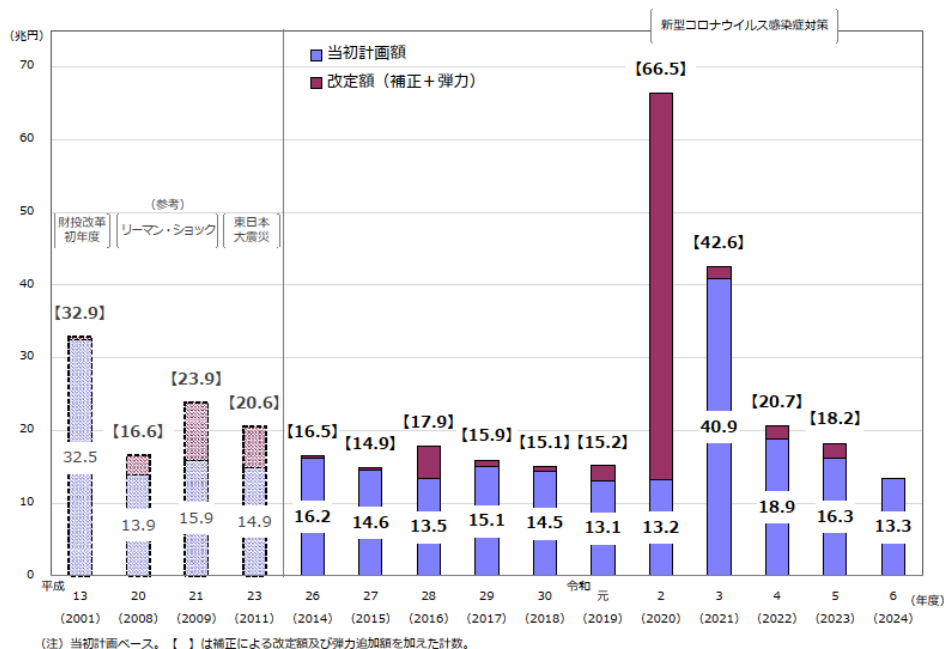
当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、「財政融資資金法」に基づき、財政制度等審議会財政投融资分科会の意見を聴いた上で財務大臣により決定されています。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

(参考) 財政投融资の計画額・残高の推移

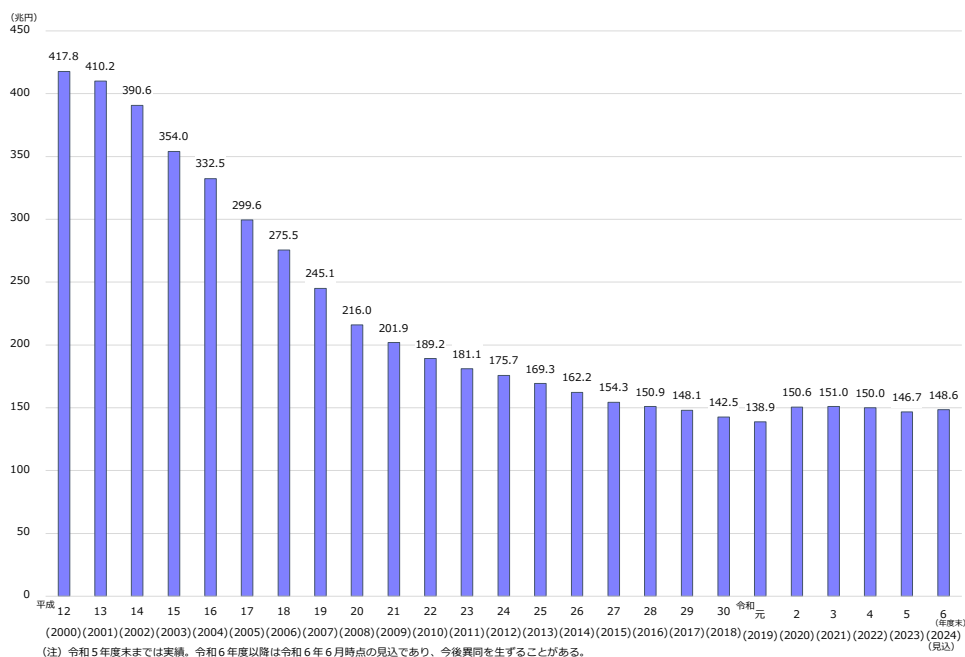
■ 財政投融资計画額の推移（フロー）

財政投融资計画額の推移（フロー）



■ 財政投融资計画残高の推移（ストック）

財政投融资計画残高の推移（ストック）



2. 令和 6 年度財政投融资計画

(1) 財政投融资計画策定の基本的考え方

令和 6 年度財政投融资計画の策定にあたっては、成長力強化に向けた重要分野（賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靱化等）や、国際環境変化への対応（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給することとしました。

この結果、令和 6 年度財政投融资計画の規模は、13 兆 3,376 億円（令和 5 年度計画比 18.0%減）となっています。このうち、産業投資は 4,747 億円（令和 5 年度計画比 10.4%増）となっています。

なお、経済事情の変動等に応じ、機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に 50%の範囲内で増額しうよう、弾力条項を設けることとしました。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に 25%の上限を設けることとしました。

(2) 重要施策

成長力強化に向けた重要分野への投資については、株式会社日本政策金融公庫において、賃上げに取り組む中小・小規模事業者への金融支援により構造的賃上げの実現に向けた環境整備を促進するとともに、スタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押しすることとするほか、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業への長期資金供給に加え、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX、スタートアップに対して重点的にリスクマネーを供給することとしています。このほか、株式会社産業革新投資機構において、スタートアップ向け投資、大企業・中堅企業向け成長・事業再編投資、民間ファンドへのLP出資により我が国の産業競争力強化に資するリスクマネー供給を行うこととしています。

国際環境変化に対応するための海外投融资については、独立行政法人国際協力機構において、開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化のため、日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等を支援することとするほか、株式会社国際協力銀行において、「株式会社国際協力銀行法」（平23 法39）の改正による業務拡充を踏まえ、サプライチェーン強靱化の取組を行うとともに、引き続き、地球環境保全を目的としたGXの取組を支援することとしています。このほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的

な供給に向けた取組のための出資等を行うこととしています。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしています。

なお、各分野の措置状況は以下のとおりです。

(1) 中小零細企業

中小零細企業については、2兆9,647 億円（令和5年度4兆9,715 億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、構造的賃上げの実現に向けた環境整備、創業・スタートアップ、事業承継等を支援すること等としています。

(2) 農林水産業

農林水産業については、7,722 億円（令和5年度7,962 億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、スマート農業技術活用促進資金（仮称）を新設することにより、スマート農業技術の普及による農業の生産性の向上を後押しするほか、農業経営基盤強化資金において公庫資金の借換えを可能にし、農業者の前向きな経営改善の取組を支援するなど、農林水産業の生産性の向上を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応すること等としています。

(3) 教育

教育については、8,234 億円（令和5年度8,047億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し、貸付規模として所要の額を確保すること等としています。

(4) 福祉・医療

福祉・医療については、4,422 億円（令和5年度4,362 億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化の観点から、児童福祉施設、老人福祉施設及び医療関連施設の整備等の資金需要に的確に対応すること等としています。

(5) 環境

環境については、932 億円（令和5年度1,007 億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社脱炭素化支援機構において、カーボンニュートラルの実現に欠かせない民間による自発的な事業活動をあらゆる分野で誘発するため、脱炭素化に資する事業活動への資金供給を的確に行うこと等としています。

(6) 産業・イノベーション

産業・イノベーションについては、1兆1,341億円（令和5年度1兆521億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ事業や製造業を中心に、民間資金だけでは十分な対応が困難な長期資金を供給するとともに、特定投資業務においては、サプライチェーン強化・インフラ高度化やGX、スタートアップ等に資する企業の競争力強化や地域活性化の実現に向けた資本性資金を供給することとするほか、株式会社産業革新投資機構において、国内外のベンチャーや事業再編等におけるオープン・イノベーションを促進するために必要な資金を供給すること等としています。

(7) 住宅

住宅については、8,084億円（令和5年度7,681億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人都市再生機構において、老朽化した賃貸住宅の建替え及び既存賃貸住宅ストックの有効活用を図るための増改築事業等を推進すること等としています。

(8) 社会資本

社会資本については、2兆7,431億円（令和5年度2兆9,211億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、承継債務の円滑な償還・利払い等を実施すること等としています。

(9) 海外投融資等

海外投融資等については、2兆9,933億円（令和5年度3兆5,430億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人国際協力機構において、円借款及び海外投融資の戦略的活用等を図ることとするほか、株式会社国際協力銀行において、「株式会社国際協力銀行法」（平23法39）の改正による業務拡充を踏まえ、我が国産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強化、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクにつながる取組を支援すること等としています。

OVERVIEW OF FISCAL INVESTMENT AND LOAN PROGRAM

財政投融資に
関する制度や取組

chapter

03



(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構/シンガポール・インド間光海底ケーブル事業/工事風景/インド

Ⅲ部 財政投融資に関する制度や取組

1. 財政制度等審議会財政投融資分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融資分科会が設置され、学識者・メディア・経済界などの出身の委員によって構成されています。

この財政投融資分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投融資計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融資類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査結果など、財政投融資制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

参照：Ⅲ部3. (1)
「実地監査」

■ 財政投融資分科会の様子



■委員名簿（令和 6 年 6 月 1 日現在）

＜委員＞	◎ 翁 百合	(株)日本総合研究所理事長
	○ 土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授
	丸田 健太郎	有限責任あずさ監査法人常務執行理事
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授
	渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科教授
＜臨時委員＞	有吉 尚哉	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
	岡田 章裕	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	工藤 禎子	(株)三井住友銀行代表取締役副頭取執行役員
	小枝 淳子	早稲田大学政治経済学術院教授
	富田 俊基	(株)野村資本市場研究所客員研究員
	山内 利夫	ソラリス・マネージメント(株) エンゲージメント・ディレクター

（注）◎は分科会長、○は分科会長代理

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/member.htm

※財政投融资分科会においてとりまとめられた主な報告書

- ・「財政投融资改革の総点検について（平成 16 年（2004 年））」
- ・「財政投融资改革の総点検フォローアップ（平成 17 年（2005 年））」
- ・「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について（平成 26 年（2014 年））」
- ・「今後の産業投資について（令和元年（2019 年））」
- ・「財政投融资の在り方に関する議論の整理―時代の変化を踏まえた規律ある運営に向けて―（令和 6 年（2024 年））」

■令和 5 年度（2023 年度）に開催した財政投融资分科会と主な議題

6.21

産業革新投資機構及び INCJ の状況報告
官民ファンドのフォローアップ
大学ファンドの状況報告
諸外国における財政投融资類似制度（委員より報告）

7.31

令和 4 年度財政融資資金運用報告書
財投施策を通じた地方公共団体等との連携について
令和 5 年度政策コスト分析

10.18

令和 6 年度財政投融资計画要求の概要
令和 6 年度財政投融资計画の編成上の論点
株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について

10.26

令和 6 年度財政投融资計画の編成上の論点

11.6~8（持ち回り）

議案第 1 号 令和 5 年度財政投融资計画補正
議案第 2 号 令和 5 年度財政融資資金運用計画の一部変更
議案第 3 号 令和 5 年度の財政融資資金の融通条件の改定

11.17

令和 6 年度財政投融资計画の編成上の論点

12.21

令和 6 年度財政投融资計画等
（議案第 1 号）令和 6 年度財政投融资計画
（議案第 2 号）令和 6 年度財政融資資金運用計画
（議案第 3 号）令和 6 年度の財政融資資金の融通条件
（議案第 4 号）令和 5 年度財政融資資金運用計画の一部変更について
報告事項
・交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還計画の変更について
・政策コスト分析（新型コロナ関連融資）について

3.25（持ち回り）

議案 令和 5 年度財政融資資金運用計画の一部変更について

■令和 6 年度（2024 年度）7 月までに開催した財政投融資分科会と 主な議題

4. 19

財政投融資の現状と課題について
（報告事項）今後の進め方（案）

5. 24

産業投資について
諸外国における財政投融資類似制度（委員より報告）

6. 17

官民ファンドのフォローアップ
論点整理（案）
下水道事業者の資金繰りの研究

7. 29

官民ファンドのフォローアップ
「財政投融資の在り方に関する議論の整理」の取りまとめ
大学ファンドの状況報告
令和 5 年度財政融資資金運用報告書
令和 6 年度政策コスト分析

※その他、財政投融資分科会の議事や提出資料など詳しい内容については、以下のリンクからご覧頂けます。

○議事要旨・議事録・会議資料など

[財政制度等審議会 財政投融資分科会（議事要旨等）](#)：財務省（mof.go.jp）

○答申・報告書など

[財政制度等審議会 財政投融資分科会（答申・報告書等）](#)：財務省（mof.go.jp）

2. 財政投融资の財務の健全性確保

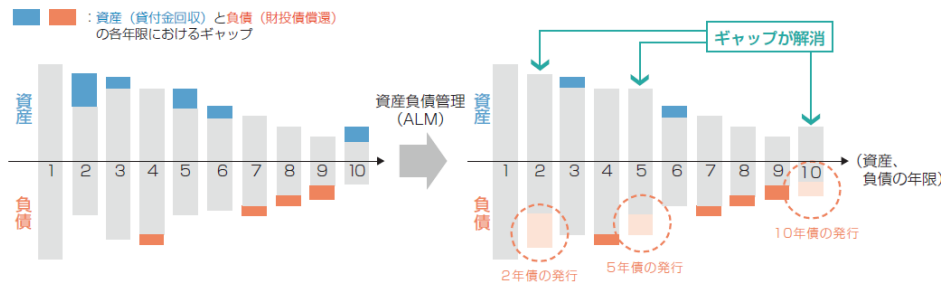
(1) 資産負債管理 (ALM^①)

財政融資資金においては、資金の貸付と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスク^②が存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

▶ 貸付と調達（財投債）で償還期間のズレが生じるため、金利変動リスクが発生します。

貸付(国にとっての資産)	財投機関のニーズに対応するため →償還期限(5~40年(うち据置期間0~30年)) →主に元金または元利均等償還
調達(国にとっての負債)	財投債を調達する国債市場における制約のため →発行年限に制約(6ヶ月、1年、2年、5年、10年、20年、30年、40年) →満期一括償還

▶ 財投債の発行年限を可能な限り調整し、期間のズレの解消に取り組むことでの的確な資産負債管理（ALM）に努めています。



財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）は、平成18年度（2006年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動に対応する余力が低下しています。

このような状況を踏まえ、平成23年度（2011年度）からは、資産と負債の間のデュレーション・ギャップ^③やマチュリティ・ギャップ^④を調整するため、金利スワップ取引や財投債の買入消却を実施し、ALMの高度化を図っています。

① ALM

『資産（Asset）及び負債（Liability）の総合管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

（関連）「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

② 金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ざや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融资特別会計においては、財政投融资改革以降のALMにより金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

③ デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

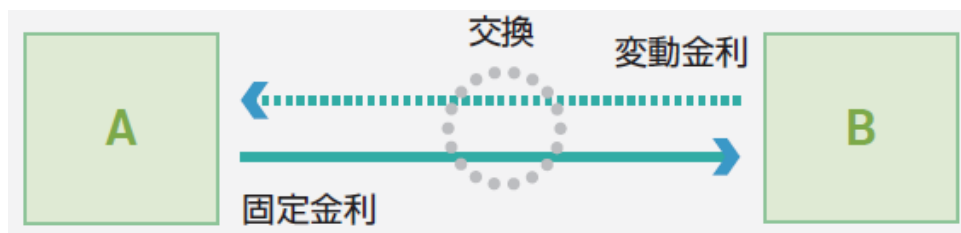
④ マチュリティ・ギャップ

各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達の時期にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。

（関連）「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

・金利スワップ取引の実施

変動金利と固定金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整します。



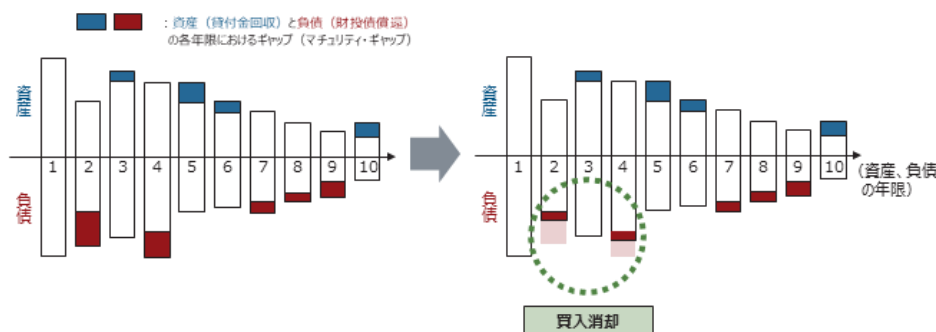
金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

・財投債の買入消却の実施

償還期限到来前に財投債を買い入れ、消却することで、マチュリティ・ギャップを調整します。

■ 買入消却によるマチュリティ・ギャップ調整のイメージ



（２）積立金^⑤（金利変動準備金^⑥）

財政投融资改革後、ALM によって財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。そこで、財政融資が長期にわたり安定的な活動を行えるよう、利益が発生した場合には、

⑥ 積立金（財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（特別会計法第58条第1項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計法では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第45条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされています（同法第58条第3項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならぬことに注意する必要があります。

（関連）「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

⑥ 金利変動準備金

財政投融资特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（１）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の50/1000に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（２）繰越利益がこの額を超える場合、当該を超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成19年度（2007年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金勘定の総資産の100/1000から50/1000に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくならぬことに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定決算書に「積立金明細表」として記載されています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

積立金としてこれを積み立てることとし、将来生じうる損失に備えることとしています。

なお、積立金の準備率の上限については、政令に基づき、財政融資に係る総資産の 50/1000 とされています。

（参考）財政投融资特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計への繰入れ

臨時的・特例的な一般会計などへの繰入れ

特別会計法の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）の準備率の上限（現行：50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされています。これは、財政投融资特別会計が積立金を繰入れ対象とすることにより、国債償還財源として負債の圧縮に充てることのできることにしたものです。

一方で、上記による繰入れ以外にも、平成 18 年度（2006 年度）以降は厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として一般会計及び国債整理基金特別会計への積立金の繰入れが行われました。このうち平成 18 年度（2006 年度）には、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。平成 20 年度（2008 年度）には、積立金（金利変動準備金）の準備率の上限の引下げ（100/1000→50/1000）に伴い、特別会計法の規定により、7兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、特例法により、4兆 1,580 億円を一般会計に繰り入れました。加えて、平成 21 年度（2009 年度）に7兆 3,350 億円、平成 22 年度（2010 年度）に4兆 7,541 億円、平成 23 年度（2011 年度）に1兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度（2011 年度）の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対処に活用されました。

復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下、「復興財源確保法」という）の規定により、平成 24 年度（2012 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として活用（国債整理基金特別会計へ繰入れ）できることとされ、平成 24 年度（2012 年度）に 9,967

億円、平成 25 年度（2013 年度）に 6,967 億円を繰り入れ、平成 27 年度（2015 年度）当初予算においても 5,500 億円を繰り入れました。

また、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年（2015 年）6 月 30 日閣議決定）を受け、平成 27 年度（2015 年度）補正予算から平成 30 年度（2018 年度）までにおいて、財政融資資金勘定及び投資勘定から、総額 5,971 億円を一般会計などに繰り入れました。

■平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づく財政投融資特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	合計 (H27～H30)
2,000億円 (融資勘定)	2,783億円 (投資勘定)	554億円 (投資勘定)	634億円 (投資勘定)	5,971億円

（注）単位未満は四捨五入。

防衛財源への貢献

令和 5 年度（2023 年度）において、『我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法』（以下、「防衛財源確保法」という）に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源」（以下、「防衛財源」という）を確保するため、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保しつつ最大限の貢献を行う観点から、特別の措置として、同法の規定により同勘定の積立金から 2,000 億円を一般会計に繰り入れました。

また、投資勘定においても、防衛財源に充てるため、特別会計法の規定により 4,367 億円を一般会計に繰り入れました。

一般会計などへの繰入れと財政投融資特別会計の財務の健全性

このように平成 18 年度（2006 年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が低下しています。

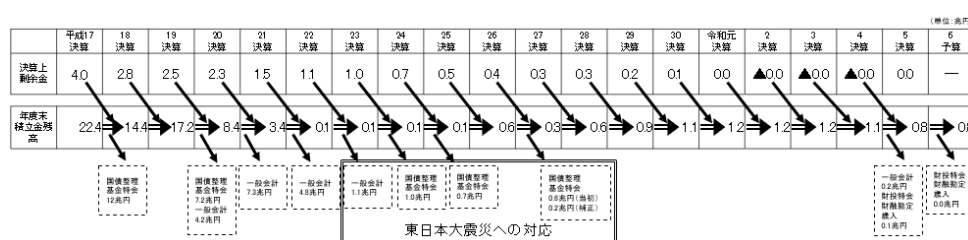
令和 2 年度（2020 年度）から令和 4 年度（2022 年度）にかけて歳入歳出決算上不足が生じ、積立金から補てんする状況にありました。今後数年にわたり当該状況は続く見通しであるため、防衛財源確保法附則第 2 条により、令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの間、財政融資資金勘定

の健全な運営を確保するため、予算で定めるところにより、積立金から同勘定の歳入に繰り入れることができることとされました。

令和5年度（2023年度）においては、同勘定の健全な運営を確保するために積立金から838億円を取り崩し歳入として受け入れております。

今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて十分留意する必要があります。

■ 積立金残高の推移



①令和6年度については当初予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。
②各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

（3）繰上償還の補償金

固定金利でお金を貸し借りする場合、貸し手・借り手の双方とも、将来の金利水準の変動に対して一定のリスクを負うことになります。借り手は、金利が上昇しても低い金利で借り続けられる一方、金利が低下しても高い金利を払い続けなければなりません。貸し手は、金利が低下しても高い金利を引き続き受け取ることができる一方、金利が上昇しても低い金利のまま我慢しなければなりません。

このような状況において、借り手が貸し手に繰上償還（前倒し返済）を行う場合、貸し手は、本来繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入を失うことになる一方で、借り手から繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行って利息収入を得ることが可能です。したがって、結局、貸し手にとって失った利息収入と新たに得られる利息収入の差額が繰上償還に伴って生じる損失となります。

財政融資資金の貸付けは利ざやを取らない収支相償を満たすよう運営されていることから、このような繰上償還に伴って生じる損失をそのまま受け入れる

ことはできません。したがって、繰上償還は、繰上償還に伴って生じる貸し手の損失に対応する補償金の支払いが、繰上償還と同時に借り手より確実に行われると認められるときに限定されています。

（注１）なお、平成 17 年度（2005 年度）に（独）都市再生機構及び年金資金運用基金（現在の年金積立金管理運用独立行政法人）に、平成 17 年度（2005 年度）から平成 21 年度（2009 年度）に旧住宅金融公庫（平成 19 年度（2007 年度）以降は現在の（独）住宅金融支援機構）に、平成 19 年度（2007 年度）から平成 24 年度（2012 年度）に財政状況が厳しい地方公共団体に対し、補償金免除繰上償還を実施しました。ただし、これらは財務状況が悪化し約定どおりの返済が懸念される貸付先であったため、補償金を免除して早期に元本回収を行うことで債権保全を図るなど財政融資資金の償還確実性を高めるために行った例外的な措置であり、下記の「４条件」を満たした上で個別の法律に基づいて実施したものです。

- ①抜本的な事業見直し（抜本的な行政改革・事業見直し）
- ②繰上償還対象事業の勘定分離ないし経理区分
- ③経営改善計画（財政健全化計画など）
- ④最終的な国民負担の軽減

※ 平成 16 年（2004 年）に財政制度等審議会財政投融资分科会において要件として設定。カッコ内は地方公共団体の場合。

■平成 17～24 年度（2005～2012 年度） 補償金免除繰上償還実施額等 （単位：億円）

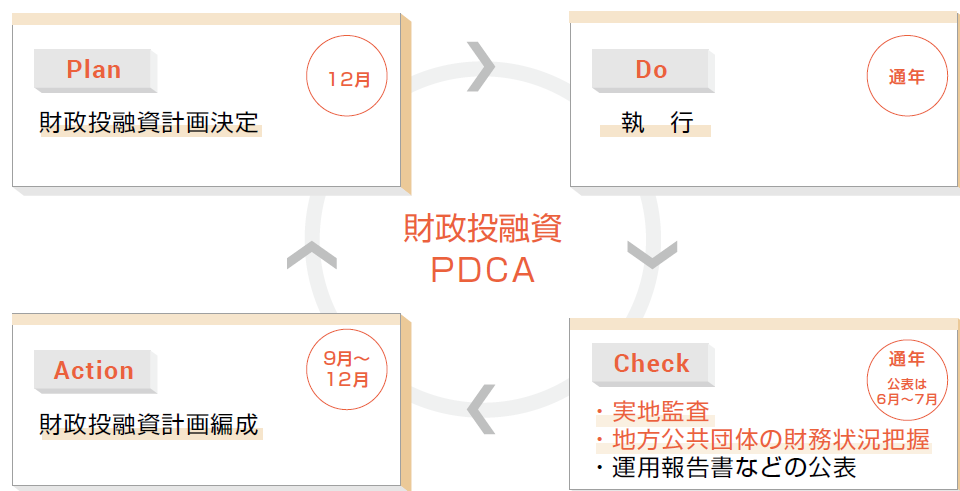
	繰上償還額	補償金免除相当額
（独）都市再生機構	31,731	9,018
旧年金資金運用資金	20,294	3,328
旧住宅金融公庫	73,000	13,109
地方公共団体	38,283	8,923

（注２）地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進する観点から、横展開の呼び水となる先駆的取組を支援するため、令和 3 年度（2021 年度）までに実施方針条例を

制定した地方公共団体を対象に、厳しい経営環境にあり自助努力を行っていること等、支援要件を満たしていることを条件として、平成 30 年度から令和 5 年度までの間において、最初に受け取った運営権対価を上限に、当該コンセッションの事業範囲に係る債務を繰上償還する際の補償金の免除を特例的に認めました。当該措置における補償金免除額に伴う財源として地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用しました。

3. 財投機関に対するチェック機能の充実

財政投融資の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、
実地監査や地方公共団体の財務状況把握^①に取り組むことで、財投機関に
対するチェック機能の充実を図っています。



① 財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。

（関連）「財務状況把握の結果概要（診断表）」

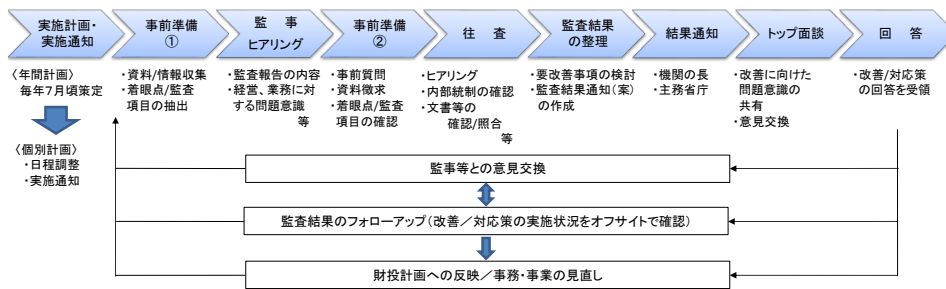
（1）実地監査

A. 法人等実地監査・スポット監査

法人等実地監査は、財政投融資の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態についてチェックするものであり、監査結果については、毎年度の財政投融資計画編成時の審査に活用しています。平成 17 年度（2005 年度）に開始し、延べ 75 機関に実施し（令和 6 年（2024 年）6 月まで）、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成 22 年度（2010 年度）からは、財政投融資の PDCA サイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

■ 実地監査のフロー



(注) 上記フローは法人等実地監査。地方公共団体実地監査はこれに準じて実施。

B. 地方公共団体実地監査

地方公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官が、貸付先である地方公共団体の、①貸付資金の使用状況、②事業の成果、③財務状況（償還確実性）などをチェックするものです。

平成20年度（2008年度）以降は、財政投融资分科会においてとりまとめられた「財政投融资改革の総点検フォローアップ」（平成17年（2005年）12月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業^②の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和5年度（2023年度）実施先数：259企業）。

病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況を把握することで、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行っております。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組のサポートを推進するなど、地方監査の充実を図っています。

（2）地方公共団体の財務状況把握

財務局・財務事務所などにおいては、確実かつ有利な運用が義務付けられている財政融資資金の貸し手として、借り手である地方公共団体の財務状況を的

② 地方公営企業

住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で8,055事業あります（令和4年度（2022年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

確に把握し財政融資資金の審査の充実などを図る観点から、平成 17 年度（2005 年度）より、地方公共団体の財務状況把握を実施しています。

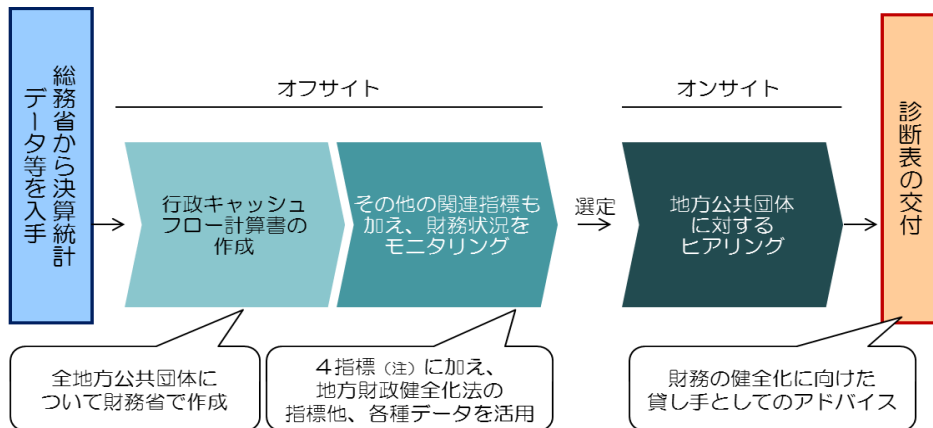
財務状況把握においては、各地方公共団体の決算統計を利用して行政キャッシュフロー計算書を作成した上で、地方公共団体が公表している各種の財務資料なども利用して、全ての地方公共団体についてモニタリングを実施しています。このモニタリング結果などを踏まえ、一部の地方公共団体に対して直接ヒアリングを実施し、その結果については、財務状況把握の結果概要（診断表）③として当該ヒアリング実施団体に交付しています。各地方公共団体に対しては、その結果を様々な場面で活用するよう促しています。なお、財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対しては、融資審査を厳格化することとしています。また、財務状況把握の基本的な考え方や分析手法については、財務省ホームページに「財務状況把握ハンドブック」を掲載し、解説しています。

平成 26 年度（2014 年度）からは、地方公共団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を診断表の交付時に他団体へ紹介するなどを行うことにより、アドバイス機能を強化し、丁寧なコンサルティングを実施しています。また、都道府県に対しても、市町村と同様の分析手法を活用しつつ、市町村と歳入・歳出構造が異なることを踏まえてヒアリングを実施しており、今後は実績を積み重ねたうえで財務状況把握の枠組みの構築を図ることとしています。

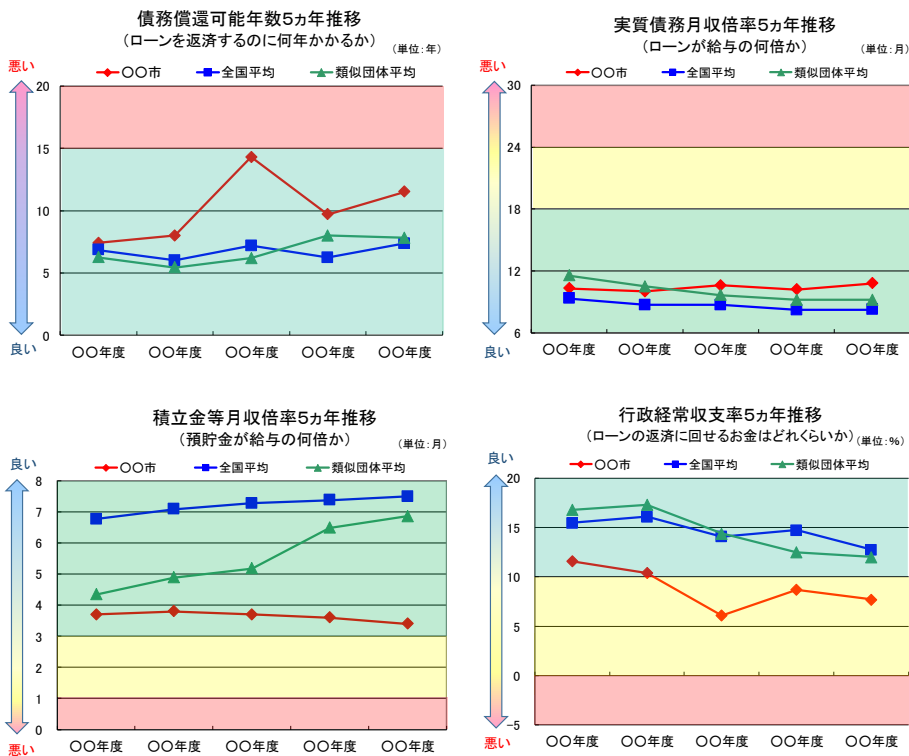
③財務状況把握の結果概要（診断表）

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。

■ 財務局・財務事務所などにおける財務状況把握の流れ



（注）4指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック関連データも合わせて算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」、「行政経常収支率」の4つの財務指標のことをいいます。



※診断表では、債務償還能力や資金繰りが留意すべき状況にあるか否かの評価を行うとともに、財務上の留意点が生じている場合はヒアリングなどによって要因を把握し、診断表に記載しています。また、地方公共団体が作成した

中長期的な収支計画などから把握できる将来の財務見通しについても分析を行っており、ヒアリングを通じて気づいた点や内在するリスクなどの留意点があれば、あわせて診断表に記載しています。

4. ディスクローチャーの充実

(1) 政策コスト分析

財政投融资の対象事業には、財政投融资の他にも、政策目的を達成するため国から補助金などが投入される場合があります。政策コスト分析では、財政投融资のディスクローチャー（事業内容や財務状況に関する情報開示）の充実を図るため、一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として算出し、機関ごとに結果を公表しています。

$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金 等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

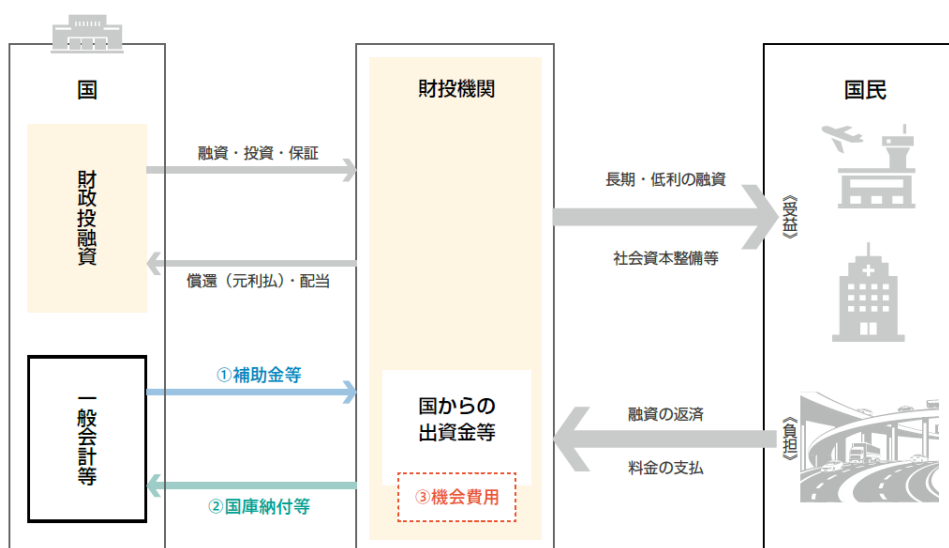
Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税 等

③機会費用 (出資金等によるもの)

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

(仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することが出来ます。)

■ 財政投融资と政策コストのイメージ



政策コスト分析においては、財政投融資対象事業の将来キャッシュフローを推計した上で、事業終了までの長期損益計算書や長期貸借対照表を作成します。これらは、事業の見通しや財務状況、財政投融資の償還確実性などを確認する上で、重要な材料の一つとなっています。

また、長期推計の結果や分析を通じて顕在化する諸課題を各省庁及び各財投機関と共有し議論することは、事業主体自らが事業の改善や見直しに繋げる効果が期待できるほか、債権者として債権を適切に管理する観点からも意義があると考えられます。

さらに、各財投機関においては、ホームページでの公表や、財投機関債を発行する際の債券内容説明書（金融商品取引法上の目論見書に準じて投資家向けに作成される書類）への記載などにより、政策コスト分析が財投機関のディスクロージャーにも活用されています。

（２）財投機関におけるディスクロージャーの取組

民間会計基準又はそれに準拠した財務諸表の作成

財投機関におけるディスクロージャーの取組の１つとして、民間会計基準またはそれに準拠した財務諸表の作成を行っています。令和５年度（２０２３年度）には財政投融資対象機関のうち、特別会計及び地方公共団体を除く独立行政法人などの２７法人が作成しており、株式会社ではない独立行政法人などの事業の財務状況についても、民間企業と同じ視点に立ち、統一的・横断的に財務内容を点検していくことが可能となっています。

（３）財政投融資の透明性確保への取組

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融資についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、財務省理財局が財政投融資分科会に提出した「財政投融資の透明性の向上について－実施プラン－」（平成２２年（２０１０年）４月）に基づき、PDCAの各段階において、より分かりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。

過去 3 年度分の財政投融资計画

1. 令和 6 年度財政投融资計画（当初）

令和 6 年度財政投融资計画のポイント

令和 5 年 12 月 22 日
財務省

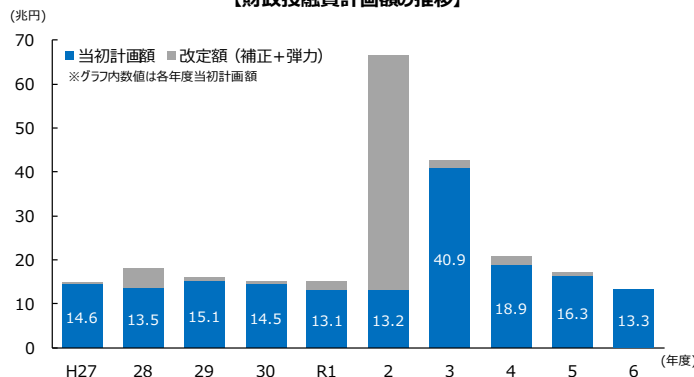
- 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況変化等を受け、**財政投融资計画額全体（約13.3兆円）は前年度比で減少**。積極的にリスクマネー供給を図った結果、「産業投資」の規模（約4,700億円）は過去最大。
- **成長力強化に向けた重要分野**（賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靱化等）への投資、**国際環境変化に対応するための海外投融资**（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給。

【令和 6 年度財政投融资計画額】

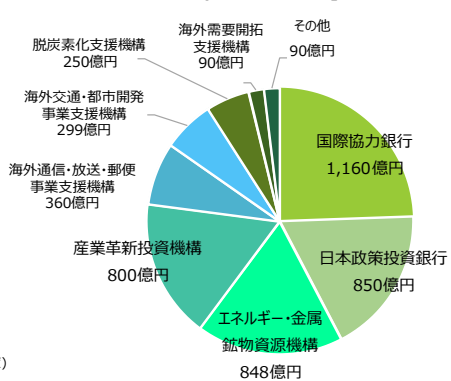
（単位：億円）

	6 年度計画	前年度比増減	（参考）5 年度計画
財政投融资	133,376	▲29,311	162,687
財政融資	102,868	▲24,231	127,099
産業投資	4,747	449	4,298
政府保証	25,761	▲5,529	31,290

【財政投融资計画額の推移】



【産業投資の出資先】



＜主な施策＞

成長力強化に向けた重要分野への投資

日本政策金融公庫（4兆75億円）

賃上げに取り組む中小・小規模事業者への金融支援により、構造的賃上げの実現に向けた環境整備を促進するとともに、スタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押し。スマート農業等の生産性向上に向けた取組を後押ししつつ、農林水産業者の資金需要に的確に対応する。

日本政策投資銀行（7,350億円）

インフラ・製造業への長期資金供給に加え、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX、スタートアップに対して重点的にリスクマネーを供給する。

住宅金融支援機構（2,663億円）

住宅金融支援機構が発行するグリーン債に対して政府保証を付与することによる省エネ性に優れた住宅の普及促進等を行う。

産業革新投資機構（800億円）

スタートアップ向け投資、大企業・中堅企業向け成長・事業再編投資、民間ファンドへのLP出資により我が国の産業競争力強化に資するリスクマネー供給を行う。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（671億円）

鉄道建設等事業、船舶共有建造事業等のほか、物流効率化を推進するため、物流拠点施設や、物流DX・GX案件への出融資を行う。

脱炭素化支援機構（250億円）

再生可能エネルギー事業や、脱炭素に資する新技術への出資等に取り組む。

国際環境変化に対応するための海外投融资

国際協力機構（1兆6,420億円）

開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化のため、日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等を支援する。

国際協力銀行（1兆1,040億円）

JBIC法改正による業務拡充を踏まえ、サプライチェーン強靱化の取組を行うとともに、引き続き、地球環境保全を目的としたGXの取組を支援する。

エネルギー・金属鉱物資源機構（852億円）

天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給に向けた取組のための出資等を行う。

海外交通・都市開発事業支援機構（925億円）

スマートシティ等の都市開発事業や日本企業のノウハウを活かした物流倉庫事業等への支援を行う。

海外通信・放送・郵便事業支援機構（600億円）

海外におけるデータセンター整備・運営等のデジタルインフラや、ICTサービス事業への支援を行う。

その他

地方公共団体（2兆3,258億円）

地方債計画に基づき、住民生活に密着した社会資本整備や、国が責任を持って対応する災害復旧等の分野を中心に、地方公共団体へ財政融資資金を供給する。

福祉医療機構（2,102億円）

産後ケア施設への融資制度等を新設するなど、社会福祉施設や医療施設の整備に関する資金需要に的確に対応する。

(株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務・中小企業者向け業務)

- 賃上げや事業承継等に取り組む中小・小規模事業者への金融支援により経済社会の課題解決に向けた環境整備を促進。また、イノベーションを牽引するスタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押し。
- コロナ禍を乗り越えたものの物価高の影響等により厳しい状況にある中小・小規模事業者に対し、資本性劣後ローンを含めた資金繰り支援を推進。

【国民一般向け業務】6年度：財政融資 1兆7,600億円
【中小企業者向け業務】6年度：財政融資 1兆2,300億円

事業規模及び財政投融資

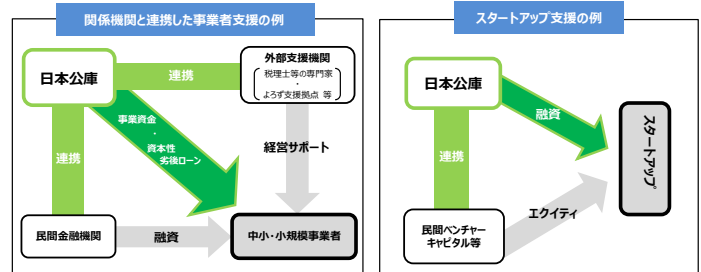
【国民一般向け業務】

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	58,960	47,490	27,660
財政投融資	23,020	30,718	17,600
財政融資	23,000	30,700	17,600
産業投資	20	18	-
政府保証	-	-	-

事業イメージ

- ✓ 協調融資や情報共有により、民間金融機関や支援機関等と連携し、事業者を支援。



【中小企業者向け業務】

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	34,150	27,900	21,100
財政投融資	11,969	19,240	12,300
財政融資	11,800	19,000	12,300
産業投資	169	240	-
政府保証	-	-	-

取組みのポイント

賃上げに取り組む事業者支援

- ✓ 賃上げに取り組む事業者に対して、融資後2年間金利負担を軽減（▲0.5%）し、構造的賃上げの実現に向けた環境整備を促進。

創業・スタートアップ支援

- ✓ 意欲ある創業者やスタートアップに対して、創業後のサポートも含めて積極的に支援を行うとともに、民間ベンチャーキャピタル等と連携して長期資金を供給。

(株) 日本政策金融公庫 (農林水産業者向け業務)

- 農林水産業の生産性の向上を目的とした設備投資等の資金需要に的確に対応するため、長期かつ低利の資金で農林漁業者等を支援。
- 令和6年度は、スマート農業促進資金（仮称）を新設することにより、スマート農業技術の普及による農業の生産性の向上を後押しするほか、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）において公庫資金の借換えを可能にし、農業者の前向きな経営改善の取組を支援。

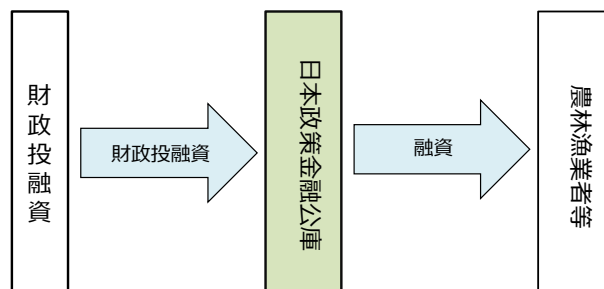
6年度：財政融資 7,235億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	7,100	8,190	7,440
財政投融資	6,270	7,660	7,235
財政融資	6,270	7,630	7,235
産業投資	-	30	-
政府保証	-	-	-

事業スキーム



生産性の向上を目的とした設備投資事例



- 農業用ドローン（自動飛行可）
自動飛行による農薬散布により作業時間の短縮化を図る。



- 自動運転田植機
GPS 位置情報を用いて田植え作業の省人化を図る。



- 高性能林業機械
木材の積み込み作業の省人化を図る。



- 自動搾乳機
搾乳作業の自動化を図る。

- インフラ事業や製造業を中心に、民間資金だけでは十分な対応が困難な長期資金を供給するとともに、我が国企業の競争力強化等を目的としてリスクマネーを供給し、民間の取組を支援。
- リスクマネーの供給に当たっては、スタートアップへの投資に注力するとともに、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化（新たな重点分野）やGX等における大型案件にも柔軟に対応。

6年度：財政融資 3,000億円、産業投資 850億円、政府保証 3,500億円

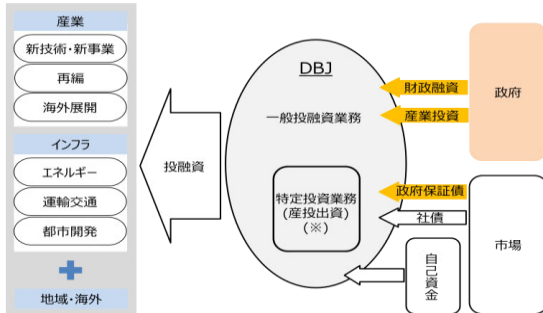
事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	25,900	24,800	24,000
一般投資	24,900	24,000	22,300
特定投資業務	1,000	800	1,700
財政投融資	7,000	6,900	7,350
財政融資	3,000	3,000	3,000
産業投資	500	400	850
政府保証	3,500	3,500	3,500

※ 令和5年度補正で、令和6年度当初の前倒し分として、産業投資500億円を措置。

事業スキーム



(※) 経営資源を有効活用し、経営の革新を行う取組であって、地域経済の自立的発展、日本企業の競争力強化、成長資金市場の発展に資するといった要件に合致するものについて特定投資業務で支援を行う。

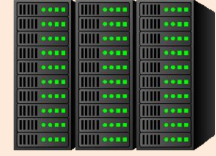
想定される取組

サプライチェーン強靱化・インフラ高度化（新たな重点分野）

- 経済安全保障上の重要物資等（半導体、蓄電池、航空機部品、産業用ロボット等）の供給力強化、先進的物流施設・データセンターの建設等のインフラ高度化に資する取組を支援。



(例) 半導体関連の供給力強化の取組



(例) データセンターの建設

GX

- 脱炭素化・低炭素化を目的とした設備投資、再生可能エネルギー開発事業等を支援。



(例) 陸上風力発電事業

スタートアップ・イノベーション

- VCへのLP出資を含め、スタートアップの創出・育成やイノベーション推進に資する取組を支援。



(例) 宇宙産業関連のスタートアップ

(独) 住宅金融支援機構

- 災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金供給で住宅の早期復興を支援するため、財政融資を措置。
- 省エネルギー性に優れた住宅の普及を促進するため、質の高い住宅を取得する場合に借入金利を一定期間引き下げる【フラット35】S等、「省エネルギー性に関する技術基準」を満たす住宅を対象とするグリーン債の発行に対して、政府保証を措置。

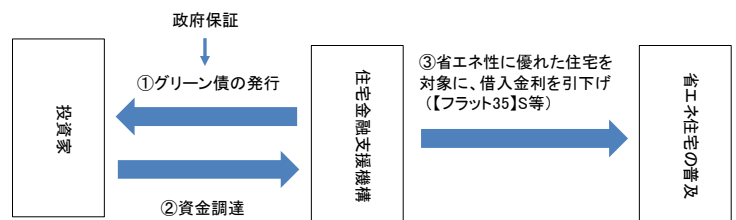
6年度：財政融資 263億円、政府保証 2,400億円

事業規模及び財政投融資

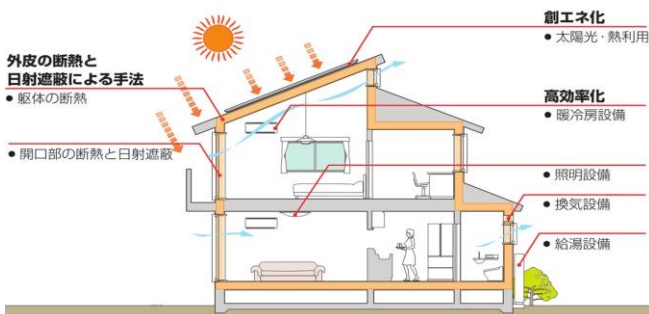
(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	23,757	23,420	19,667
財政投融資	2,549	2,507	2,663
財政融資	349	307	263
産業投資	-	-	-
政府保証	2,200	2,200	2,400

取組事例等



省エネ性能向上のための取組例



[出典] 一般社団法人木を活かす建築推進協議会住宅省エネルギー技術講習テキスト



[出典] 建築研究所サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）事例集

(株) 産業革新投資機構

- 経済成長とイノベーションの担い手であるスタートアップの創出・育成を加速するために十分な資金が供給される環境の整備を促進。スタートアップの中でも特にリスクマネー供給が不足しているディープテックやライフサイエンス分野、また、セカンダリーのプレイヤーやポストIPOの上場スタートアップ企業等への投資に注力し、我が国産業の競争力強化に貢献。
- 我が国が競争力を持ちうる事業分野等において、民間のみでは対応が難しい中長期の成長投資や事業再編・業界再編に取り組む企業を支援。

6年度：産業投資 800億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	-	-	6,100
財政投融資	-	-	800
財政融資	-	-	-
産業投資	-	-	800
政府保証	-	-	-

※ 前回の機構への財政投融資は、R2当初計画における産業投資1,000億円。

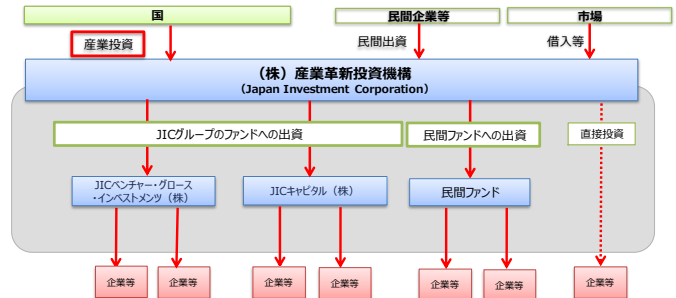
投資基準に掲げる重点投資分野

JICは、産業競争力強化法に基づく投資基準に従って、以下の4つの重点投資分野に対し投資。

※「株式会社産業革新投資機構投資基準」(平成三十年経済産業省告示第百九十四号)

重点投資分野			
Society 5.0 Society 5.0に向けた新規事業の創造の推進	ユニコーンベンチャー の創出	地方に眠る 将来性ある技術の活用	産業や組織の枠を 超えた事業再編の促進
事業創出によって不確実性が高い中長期的な成長が必要であり、長期かつ大規模なリスクマネー供給を必要とする新規事業の創出に係る事業分野を支援	グローバルな経済圏において競争力をもって持続的に成長することを目標とするユニコーンベンチャーを創出	高い収益が期待できる技術力が数多くあるにもかかわらず十分に活用されていない地方の大学発ベンチャー等の資金需要に対応	国際競争力を持ちうる事業分野において、オープンイノベーションに向けた大規模な事業再編を通じて産業競争力の強化を支援

事業スキーム



資金供給の事例

スタートアップへの投資

民間の投資資金が不足する領域（分野・ステージ）に対してリスクマネーを供給。投資実行後はビジネスモデル確立、事業体制強化等、積極的に支援。

【分野】

- ディープテック、ライフサイエンス分野等

【ステージ】

- アーリーからグロースフェーズ、ポストIPOまで企業の成長プロセスに応じて支援

(例)

iPS細胞由来の再生医療等製品の実用化に取り組むライフサイエンス分野のスタートアップ企業へ投資

(例)

情報配信サービスを提供するグロース領域のスタートアップ企業へ投資

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (地域公共交通等助定)

- 「物流2024年問題」を踏まえ、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、①商慣習の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「物流革新に向けた政策パッケージ」として策定。
- 物流事業者等に対して、事業実施のための資金の貸付けおよび出資による支援を実施。

6年度：財政融資 112億円、産業投資 10億円

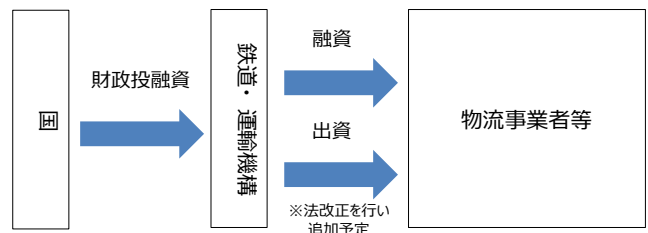
事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	4	20	122
財政投融資	4	20	122
財政融資	4	20	112
産業投資	-	-	10
政府保証	-	-	-

(注) 地域公共交通等助定のうち、物流出融資(仮)に関する金額のみを記載。

事業スキーム

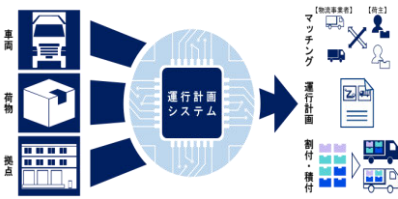


物流の出資支援スキーム

物流のさらなる効率化を推進するため、物流拠点施設や、物流DX・GXを通じた効率化、生産性向上及び環境負荷低減を図る取組について、これまでの融資による支援に加え、出資による支援を行う。



【社会課題解決型クロスドック】
自動荷役機器や高速道路直結等といった高機能を備えた中継拠点を設置。



【運行最適化システム】
車両・荷物・拠点等の情報を網羅的に集約・分析し、最適な運行計画を提案するシステムを導入。



【共同輸配送プラットフォーム】
地域の物流網を集約し、複数の物流事業者による共同輸配送を実現。

(独) 国際協力機構 (JICA)

- 日本の高い技術・ノウハウを活用した質の高いインフラ輸出等の支援を行う「円借款」、G7広島サミットで公表された気候変動対策推進・食料安全保障対応・金融包摂促進に資する取組等を支援する「海外投融資」により、開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化の促進等に貢献。

6年度：財政融資 1兆4,770億円、政府保証 1,650億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	14,200	18,940	22,800
財政投融資	6,417	12,686	16,420
財政融資	5,237	10,431	14,770
産業投資	-	-	-
政府保証	1,180	2,255	1,650

想定される取組

円借款

【フィリピン】

- 十分な公共交通手段が確保されていない首都圏マニラの交通ネットワークを強化し、深刻な交通渋滞の緩和を図るため、通勤鉄道を整備。



(渋滞の様子)

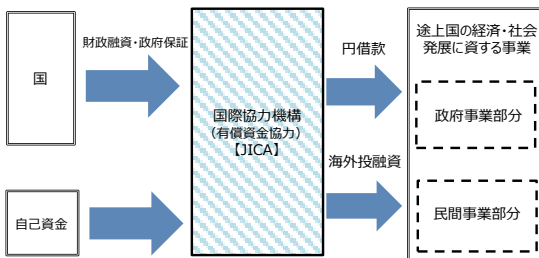
【インドネシア】

- 経済成長に伴い国内取扱貨物量が急増する中、港湾の容量不足に対応するため、ジャカルタ東部のパティンバンに新港を整備。



(パティンバン港)

事業スキーム



海外投融資

【ラオス】

- 気候変動対策の観点から、再生可能エネルギー拡大に向けて、ラオス南東部において、風力発電所を設置。



(建設中の様子)

【インド】

- インド国内の民間金融機関と融資契約を締結し、農業セクターの金融アクセス改善を通じて格差是正及び食料安全保障の確保に貢献。



(イメージ図、写真提供：船尾 修/JICA)

(株) 国際協力銀行 (JBIC)

- JBIC法改正（令和5年10月全面施行）による業務拡充を踏まえ、我が国産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクにつながる取組を支援。
- 地球環境保全を目的として、グリーン・トランジションを含むGXの取組を支援。

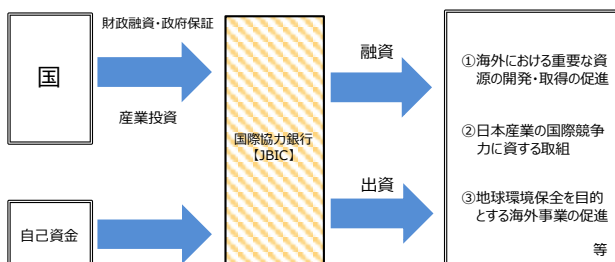
6年度：財政融資 4,000億円、産業投資1,160億円、政府保証5,880億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	23,000	26,500	28,600
財政投融資	16,060	19,720	11,040
財政融資	4,010	9,810	4,000
産業投資	850	900	1,160
政府保証	11,200	9,010	5,880

事業スキーム



想定される取組

サプライチェーン強靱化
スタートアップ

※JBIC法改正により業務を拡充

- 新たに融資が可能となった、日本企業のサプライチェーンや産業基盤を支える外国企業も含め、サプライチェーン強靱化の取組を支援。
- 新たに海外事業を行う国内スタートアップ企業や中堅・中小企業への出資が可能となったこと等を受けて、日本企業の更なるリスクテイクにつながる取組を支援。



(例) 半導体サプライチェーン強靱化の取組



(例) スタートアップによる核融合の研究開発事業

GX

- 日本企業による再生可能エネルギー開発、水素関連事業、低炭素化を目的とした燃料転換等を支援。



(例) 洋上風力発電事業

(独) エネルギー・金属鉱物資源機構

- 経済安全保障やカーボンニュートラルへの円滑な移行の推進等の観点から、天然ガスや電化等で需要が拡大するレアメタル等金属鉱物資源の我が国への安定的な供給確保等に取り組む企業を支援。

6年度：財政融資 4億円、産業投資 848億円

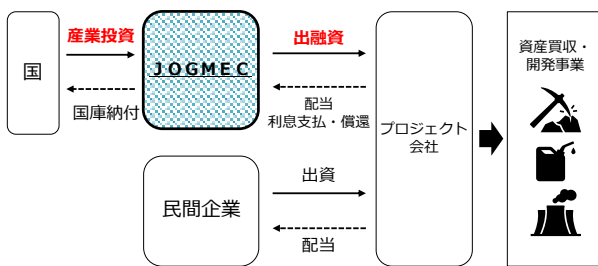
事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	1,289	2,199	1,889
財政投融資	549	1,396	852
財政融資	3	4	4
産業投資	546	1,392	848
政府保証	-	-	-

事業スキーム

- 資産買収・開発投資案件



令和6年度に支援が想定される出資案件例

天然ガス

我が国企業のLNG調達先の多様化を通じて、エネルギーの安定供給に資するため、アフリカで天然ガス開発・液化事業を行う企業に対する支援を実施。

【天然ガス開発・液化事業（イメージ）】



(提供元) JOGMEC HP27



(提供元) Chevron Australia

金属鉱物

経済安全保障の観点から、我が国への金属鉱物資源の安定供給に資するため、アフリカでレアメタルの権益確保を行う企業に対する支援を実施。

【金属鉱物開発事業（イメージ）】



(提供元) Ivanhoe Mines



(提供元) Samancor Chrome Holdings

(独) 福祉医療機構

- 福祉医療サービスの基盤強化を図るため、保育所や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設及び病院や診療所等の医療関連施設の整備に必要な貸付規模及び財政融資資金を確保。

6年度：財政融資 2,102億円

事業規模及び財政投融資

(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
事業規模	8,686	3,301	2,454
財政投融資	8,565	2,642	2,102
財政融資	8,565	2,642	2,102
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

事業スキーム



主な融資対象施設

【福祉貸付】

特別養護老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、保育所、児童養護施設、障害者支援施設、産後ケア施設（新設）等

【医療貸付】

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業 等

新規制度

- 産後ケア事業に係る融資制度の創設

- ・「こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）」において、少子化対策の強化等を図ることを目的として産後ケア事業の拡充・推進が示されていることを踏まえ、これを支援するための融資制度を創設。

(産後ケア事業のイメージ：通所型（デイサービス型）)



- G X実現に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置

- ・改正建築物省エネ法に基づき、令和6年度より病院等の大規模建築物に係る省エネ基準が引き上げられることから、新築・増改築等において省エネ基準を上回る「誘導基準」を満たすことを条件とした優遇融資を創設し、G X実現に向けた取組みを推進する。



誘導基準
達成



地方公共団体

- 住民生活に密着した社会資本整備や災害復旧等のニーズに対応するため、地方債計画に基づき、地方公共団体へ財政融資資金を供給。

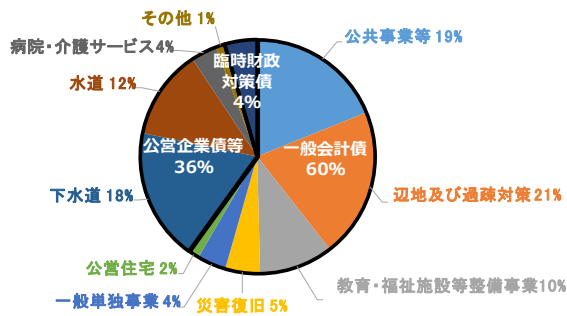
6年度：財政融資 2兆3,258億円

➤ 財政融資

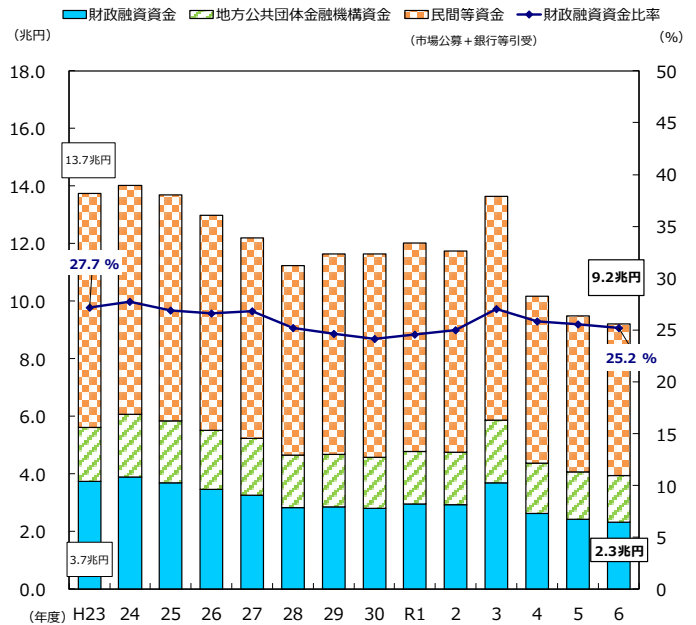
(単位：億円)

	R4当初計画	R5当初計画	R6当初計画
地方債計画額（総計）	101,814	94,994	92,191
うち財政融資	26,264 (25.8%)	24,238 (25.5%)	23,258 (25.2%)
一般会計債・公営企業債等	84,009	85,048	87,647
うち財政融資	22,169 (26.4%)	21,951 (25.8%)	22,213 (25.3%)
臨時財政対策債	17,805	9,946	4,544
うち財政融資	4,095 (23.0%)	2,287 (23.0%)	1,045 (23.0%)

➤ 令和6年度の事業別計画額（財政融資）



➤ 地方債計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移



産業投資の概要

- サプライチェーン強靱化や、スタートアップ支援のほか、GXへの取組支援等に対し、リスクマネーを供給する。
- 結果として、産業投資の規模は過去最大。

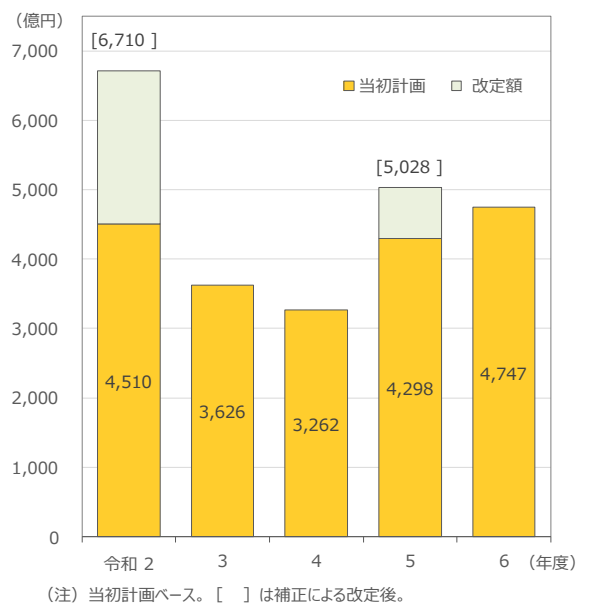
6年度：産業投資 4,747億円

➤ 産業投資の内訳

(単位：億円)

	R5当初計画	R6当初計画	増減	伸率(%)
(株) 国際協力銀行	900	1,160	260	28.9
(株) 日本政策投資銀行	400	850	450	112.5
(独) エネルギー・金属鉱物資源機構	1,392	848	▲544	▲39.1
(株) 産業革新投資機構	—	800	800	皆増
(株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構	244	360	116	47.5
(株) 海外交通・都市開発事業支援機構	512	299	▲213	▲41.6
(株) 脱炭素化支援機構	400	250	▲150	▲37.5
(株) 海外需要開拓支援機構	80	90	10	12.5
沖縄振興開発金融公庫	70	70	—	0.0
(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	12	20	8	66.7
その他	288	—	▲288	皆減
合 計	4,298	4,747	449	10.4

➤ 産業投資の推移（フロー）



（株）海外通信・放送・郵便事業支援機構 【6年度：産業投資360億円、政府保証240億円】 ➤ 海外における、データ流通を支えるデジタルインフラの整備・運営事業や、ICTを活用したインフラ整備事業を行う事業者等に対し、投資やハンズオン等により支援。 【投資分野の例】 ・データセンターの整備・運営を行う事業 ・クラウドを活用し5G網を整備する事業 ・屋内にキャリアニュートラルな通信設備を構築し通信サービスを提供する事業	（株）脱炭素化支援機構 【6年度：産業投資250億円】 ➤ 2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、出資・メザニン等をバランスよく組み合わせ、脱炭素に資する多種多様な事業を支援。 【投資分野の例】 ・再エネ・省エネ設備を導入する事業 ・プラスチックのリサイクルなど資源循環に寄与する事業 ・森林整備、林業再生などの温暖化ガス吸収源対策事業	
（株）海外交通・都市開発事業支援機構 【6年度：産業投資299億円、政府保証626億円】 ➤ 海外における、スマートシティ等のインフラ需要に対応するための事業やカーボンニュートラルに資するエネルギー関連事業を行う事業者等に対し、投資やハンズオン等により支援。 【投資分野の例】 ・大型都市開発事業 ・物流倉庫整備事業 ・持続可能な航空用燃料を製造・供給する事業	（株）海外需要開拓支援機構 【6年度：産業投資90億円】 ➤ 資金供給やビジネスマッチング等を通じて、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品・サービスの海外需要開拓の支援に取り組む。 【投資分野の例】 ・衣食住関連商品等の海外需要開拓に資する事業	（株）民間資金等活用事業推進機構 【6年度：政府保証500億円】 ➤ 地域におけるPFI事業を積極的に推進するために、必要な資金を措置。庁舎や水道施設等のほか、美術館、大学関連施設、空港等、地方行政の効率化や地域活性化等に資する幅広い案件を支援。 【投資分野の例】 ・空港、公園、下水道等の公共施設の整備事業 ・庁舎、宿舍等の公用施設の整備事業 ・教育文化施設、スポーツ施設等の整備事業

＜累積損失の解消等に向けた各官民ファンドの最近の主な取組＞

- ◆ **（株）海外需要開拓支援機構**
・既存案件の徹底的な見直し（事業見通しが立たない案件の早期EXIT交渉等）、優良案件に絞り込んだ新規投資の実行、必要経費の抑制
- ◆ **（株）海外交通・都市開発事業支援機構**
・情報収集機能の向上による案件組成・モニタリングの強化、案件の組成段階や進捗段階におけるリスク管理 対応の強化
- ◆ **（株）海外通信・放送・郵便事業支援機構**
・ハードインフラ整備を伴わないICTサービス事業やファンドへのLP投資を通じた支援ニーズへの対応と案件増・ポートフォリオ分散

2. 令和5年度財政投融资計画（補正）

令和5年度補正予算における財政投融资計画の追加について

令和5年11月10日
財務省

総額：8,860 億円（うち財政融資 8,030 億円、産業投資 730 億円、政府保証 100 億円）

成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進

● サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX等に向けた金融支援

重要物資等の供給力強化や先進的物流施設・データセンターの建設、再生可能エネルギー供給に資する送電網の整備等に対して資金供給を行う。

【日本政策投資銀行】 財政融資：1,000億円 + 産業投資：500億円

● 省エネ住宅の普及促進

住宅金融支援機構が発行するグリーンボンドに対し政府保証を付与することにより、省エネ性に優れた住宅の普及を促進する。

【住宅金融支援機構】 政府保証：100億円

人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進

● 物流革新の実現に向けた金融支援

鉄道・内航海運の輸送力増強によるモーダルシフトの推進等、物流の効率化促進に向けた資金供給を行う。

【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】 財政融資：200億円

国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保

● 重要な資源確保等のための金融支援

グローバルサウス諸国等における、重要な鉱物資源にかかる日本企業のサプライチェーン強靱化等のための金融支援を行う。

【国際協力銀行】 財政融資：2,770億円 + 産業投資：230億円

● 開発途上国との連携促進のための財政支援

開発途上国との連携を促進するため、質の高いインフラ輸出に資する円借款等を行う。

【国際協力機構】 財政融資：4,060億円

3. 令和5年度財政投融資計画（当初）

令和5年度財政投融資計画のポイント

令和4年12月23日
財務省

事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、リスクマネーを供給する産業投資を最大限活用しつつ、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に資する分野へ投融資を行う。

令和5年度当初計画額：16兆2,687億円

<当初計画の内訳>

(億円)

	3年度	4年度	5年度		
	金額	金額	金額	増減	増率
財政投融資	409,056	188,855	162,687	▲ 26,168	▲ 13.9%
財政融資	383,027	164,488	127,099	▲ 37,389	▲ 22.7%
産業投資	3,626	3,262	4,298	1,036	+ 31.8%
政府保証	22,403	21,105	31,290	10,185	+ 48.3%

※令和5年度計画のほか、財政投融資特別会計から一般会計に6,367億円を繰り入れる。

<主な施策>

1. 事業者への資金繰り支援

- 新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰りを支援。

【日本政策金融公庫（国民・中小・農林）、沖縄振興開発金融公庫、福祉医療機構】

6兆2,324億円（財政融資＋産業投資）の内数

2. 「新しい資本主義」の加速

①人への投資

- 人的資本に関する非財務情報（※）に着目した融資制度を強化し、企業の人的資本に対する取組を促す。
※男女間賃金格差の是正や育児との両立環境整備等によるエンゲージメント向上、リスクリング、労働時間適正化、メンタルヘルス対策等
【日本政策投資銀行】
- 中小企業者等による人への投資を促すため、「健康経営優良法人」と認定された者に対する融資を強化。
（基準金利▲0.4%/▲0.65%で優遇）
【日本政策金融公庫（中小）、沖縄振興開発金融公庫】
- デジタル・グリーン等の成長分野を牽引する高度専門人材の育成に向けて融資制度を拡充し、大学の学部再編等を支援。
【日本私立学校振興・共済事業団】

272億円（財政融資）の内数

②スタートアップ

- 高い成長性が見込まれるスタートアップを対象とする融資制度（貸付限度額の上限 14.4億円に倍増）の活用等により、スタートアップへの金融支援を強化。
【日本政策金融公庫（国民・中小）、沖縄振興開発金融公庫】
- 「DBJスタートアップ・イノベーションファンド」（※）を活用するなど、スタートアップやベンチャーキャピタルへの資金供給を強化。 ※ファンド規模2,000億円
【日本政策投資銀行】

400億円（産業投資）の内数

③GX

- 民間企業等による脱炭素化に向けた意欲的な事業活動に対し、出資等で支援。
【脱炭素化支援機構】
- 住宅金融支援機構が発行するグリーン債に対し政府保証を付与し、省エネ性に優れた住宅の普及を促進。
【住宅金融支援機構】

400億円（産業投資）

2,200億円（政府保証）

3. 外交・安全保障環境の変化への対応

- 日本企業のサプライチェーン強靱化やグリーンやデジタルなど先端分野における日本企業の海外展開を金融面で支援。
【国際協力銀行】
- 天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給等の取組を出資等で支援。
【エネルギー・金属鉱物資源機構】
- 経済安全保障推進法に基づき、半導体や蓄電池等の重要な物資の安定供給確保を図る事業者の長期・大規模な資金需要を融資で支援。
【日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）】

1兆9,720億円（財政融資＋産業投資＋政府保証）の内数

1,396億円（財政融資＋産業投資）

2,367億円（財政融資）の内数

4. 令和4年度財政投融资計画（補正）

令和4年度第2次補正予算における財政投融资計画の追加について

令和4年11月8日
財務省

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、物価高騰・賃上げへの取組や、新しい資本主義の重点分野への投資等を推進する。

追加額：1兆210億円（うち財政融資 1兆4,010億円、政府保証 ▲3,800億円）

※今般の経済対策における財政投融资支出額は、1兆4,210億円

➤ 追加のある財投機関と追加事由

（独）国際協力機構

追加額：5,010億円（財政融資）

- ✓ ウクライナ危機による食糧価格などの物価高騰、先進国の利上げ等による通貨安など、開発途上地域の脆弱性が高まっていることから、**開発途上国等に対する緊急財政支援**を通じ、社会経済の安定等に寄与することで、経済安全保障の強化を図る。
- ✓ 我が国の国際協力に係る政府方針（インフラシステム海外展開戦略の実施や質の高いインフラの推進等）に基づき令和4年度に実施中の事業について、**円安の影響を受けた追加の資金需要**に対応する。

（株）国際協力銀行

追加額：7,000億円（財政融資）、▲4,000億円（政府保証）

- ✓ 燃料価格高騰の影響を受ける本邦電力・ガス会社等の日本企業による **燃料輸入のための金融支援**を行う。
- ✓ **グリーンやデジタルなど日本企業が強みを有する分野**の海外展開や、**日本企業のサプライチェーン強靱化**を金融面で支援する。

（株）日本政策投資銀行

追加額：2,000億円（財政融資）

- ✓ **足下でのエネルギー価格高騰により厳しい状況にある事業者に対する資金面での支援**を実施するとともに、**脱炭素社会実現に向けたGXに資するインフラ整備**（脱炭素・トランジションに向けた取組、再エネ拡大に向けた送配電網等の整備等）を推進するための金融支援を行う。

（独）住宅金融支援機構

追加額：200億円（政府保証）

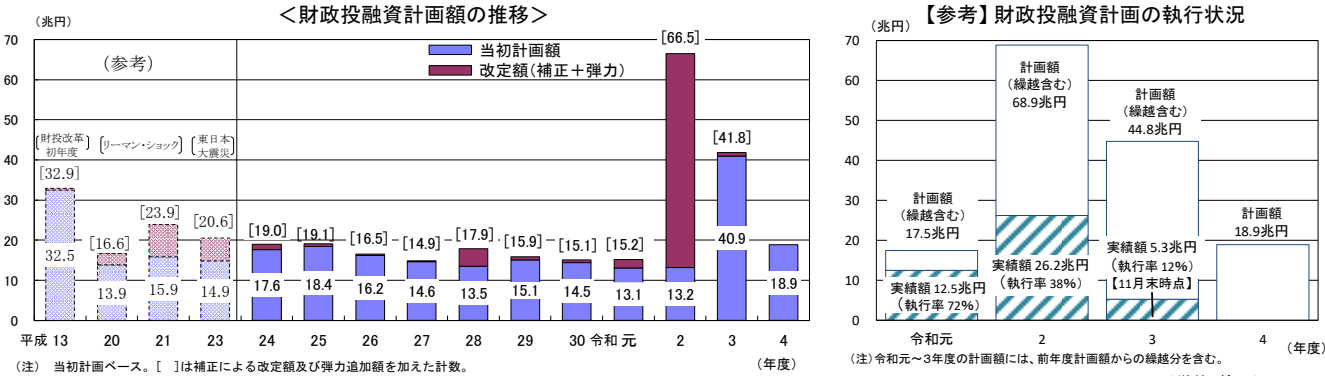
- ✓ **政府保証付きのグリーンボンド（※）を追加で発行し、省エネ性に優れた住宅の普及を促進**する。
※ 一定の省エネ基準を満たす住宅の住宅ローン債権に対応するもの。

5. 令和4年度財政投融資計画（当初）

令和4年度財政投融資計画のポイント

令和3年12月24日
財務省

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援に引き続き万全を期すとともに、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」や経済安全保障の推進、防災・減災、国土強靱化等の分野に重点的に投融資を行う。
(令和4年度計画額：1兆8,855億円)



区分	3年度	4年度
1. 資金繰り支援や企業の成長力強化等	266,466	57,559
うち 日本政策金融公庫	252,307	48,116
うち (国民一般向け業務)	93,013	23,020
(中小企業者向け業務)	49,354	11,969
(農林水産業者向け業務)	7,000	6,270
(危機対応円滑化業務)	100,990	4,740
沖縄振興開発金融公庫	5,159	2,243
日本政策投資銀行	9,000	7,000
脱炭素化事業支援機構(仮称)[新規]	-	200
2. インフラ整備の加速等	19,536	16,049
うち 日本高速道路保有・債務返済機構	6,200	3,200
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,458	2,370
自動車安全特別会計(空港整備勘定)	1,178	1,645
全国土地改良事業団体連合会[新規]	-	9

区分	3年度	4年度
3. 日本企業の海外展開支援等	20,411	24,825
うち 国際協力銀行	11,650	16,060
国際協力機構	6,784	6,417
海外交通・都市開発事業支援機構	1,078	1,169
海外通信・放送・郵便事業支援機構	285	405
海外需要開拓支援機構	120	90
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	348	549
4. 教育・福祉・医療	65,796	64,158
うち 日本学生支援機構	6,209	5,849
科学技術振興機構(大学ファンド)	40,000	48,889
福祉医療機構	16,898	8,565
5. 地方公共団体	36,847	26,264
財政投融資計画額	409,056	188,855

令和4年度財政投融資計画の主な施策

○ 新型コロナの影響を受けた事業者への支援／ポストコロナを見据えた成長力強化

・資金繰り支援に万全を期すとともに、ポストコロナを見据えた様々な経営課題(事業承継・デジタル化等)に取り組む中小企業者等を積極的に支援。
【日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫】 (財政融資:5兆144億円、産業投資:215億円)

・医療・福祉事業者への資金繰り支援に万全を期すとともに、デジタル投資の加速や保育の受け皿整備等を積極的に支援。【福祉医療機構】
(財政融資:8,565億円)

○ 科学技術立国の実現

・世界と伍する研究大学を実現するため、10兆円規模の大学ファンドを創設。【科学技術振興機構】 (財政融資:4兆8,889億円)

・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、民間資金を誘発するための官民ファンドを創設。
【(新規)脱炭素化事業支援機構(仮称)】 (産業投資:200億円)

○ 「デジタル田園都市国家構想」の推進

・スマート農業やグリーン化、輸出基盤強化等を支援し、農林水産業の成長産業化を推進【日本政策金融公庫(再掲)】
・生活インフラ(上下水道等)や国が責任を持って対応する分野(災害復旧等)を中心に、地公体へ資金供給【地方公共団体】
(財政融資:2兆6,264億円)

○ 経済安全保障の推進

・レアメタルを含む重要物資の安定供給の確保等を促進。【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】 (財政融資:3億円、産業投資:546億円)
・先端半導体の国内生産を促進するための金融支援。【日本政策金融公庫(再掲)】

○ インフラ整備の加速(国際競争力の強化、防災・減災、国土強靱化)

・高速道路の暫定2車線の4車線化や、都市鉄道ネットワークの整備を加速。
【日本高速道路保有・債務返済機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(財政融資:4,011億円)】
・自然災害の多発等に対応するため、農業用ため池や用排水施設等の整備を加速【(新規)全国土地改良事業団体連合会】 (財政融資:9億円)

あ

運用残額

財政投融资計画に計上された金額のうち、融資や出資などとして使われなかった金額（注）をいいます。

なお、財投債については、財政投融资計画の実績を踏まえ、発行していることから、財政融資資金に余分な資金が滞留しないようにしています。

（注）財政投融资計画に計上された金額は、翌年度に繰り越して使うこともできるため、繰越額を除きます。

（関連）「繰越額」

ALM（Asset Liability Management）

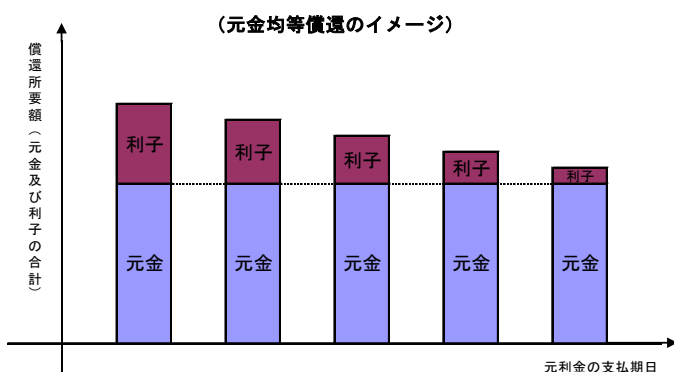
『資産（Asset）及び負債（Liability）の総管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

（関連）「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

か

元金均等償還

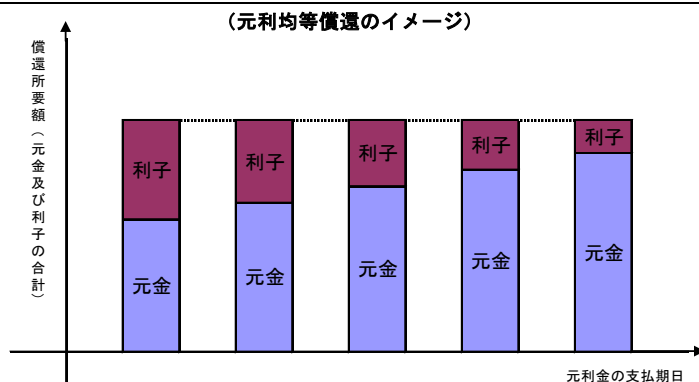
償還所要額（元金と利子の合計）のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。



（関連）「元利均等償還」、「満期一括償還」

元利均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。



(関連) 「元金均等償還」、「満期一括償還」

銀行等引受資金

地方債資金のうち、金融機関などから借入れ又は引受けの方法により調達した資金をいいます。

(関連) 「地方債」

金利スワップ取引

金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

(関連) 「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

金利変動準備金

財政投融资特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（1）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の 50/1000 に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（2）繰越利益がこの額を超える場合、当該超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成 19 年度（2007 年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成 20 年度（2008 年度）に、財政融資資金勘定の総資産の 100/1000 から 50/1000 に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくならないことに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定決算書に「積立金明細表」として記載されています。

(関連) 「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ざや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融资特別会計においては、財政投融资改革以降の ALM により金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

繰越額

財政投融资計画に計上された金額のうち、対象事業の進捗などに併せて翌年度に融資や出資などとして使われる予定の金額をいいます。

（関連）「運用残額」

現額

補正予算などによる改定を含め、当該年度の財政投融资計画額と前年度からの繰越額を合計したものを指します。

（関連）「資金年度」、「繰越額」

現金主義

現金の授受すなわち収入、支出の時をとらえて整理計算し、そのときをもって損益の発生として認識し計上する基準をいいます。

（関連）「発生主義」

さ

財政制度等審議会財政投融资分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融资分科会が設置され、学識経験等のある委員によって構成されています。

この財政投融资分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投

融資計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融资類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査結果など、財政投融资制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

（関連）「財政投融资計画」、「財政融資資金運用計画」

財政投融资改革

財政投融资制度については、平成13年度（2001年度）に抜本的な改革（財政投融资改革）が行われました。

この改革以前は、「資金運用部資金法」（「I－6－（1）A．財政融資制度の沿革」参照）に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融资の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融资は、国内の貯蓄を社会資本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融资の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されていました。

財政投融资改革は、こうした点を踏まえ、財政投融资制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融资の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みへと改められました。財政投融资に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金需要に応じた効率的な資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となりました。

さらに、財投機関が行う財政投融资対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、また、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

このほか、政策コスト分析を導入しました。これは、財政投融资のディスクロージャーの観点から、財政投融资を活用している事業について政策コスト（将来見込まれる補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融资対象事業の妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

財政投融资計画

財政投融资は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融资活動は、国民生活に大きな影響を与えると考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融资活動という点では共通しており、統一性・一覧性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（長期運用法）第5条に基づき、財

政融資（期間 5 年以上）、産業投資（出資及び期間 5 年以上の貸付け）、政府保証（期間 5 年以上）のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融资計画を毎年度策定しています。

財政投融资特別会計

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の 1 つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、「特別会計に関する法律」（特別会計法）により、平成 20 年度（2008 年度）に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融资計画における財政融資（令和 6 年度計画：10 兆 2,868 億円）は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。

投資勘定は、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有する NTT 株、JT 株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出（令和 6 年度計画：4,747 億円）を主な歳出としています。

財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

（関連）「財政融資資金特別会計（旧）」、「産業投資特別会計（旧）」

財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や、預託金（政府の特別会計等から預託された積立金・余裕金）などによって構成されている財政融資資金を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して主に「長期・固定・低利」で行われる融資です。

財政融資資金は、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。また、「財政融資資金法」第 1 条において、財政融資資金の運用は「確実かつ有利」に行うことが求められていることから、財政融資資金の運用先は、同法第 10 条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。

（関連）「財政投融资特別会計」、「財政融資資金」、「財政融資資金運用計画」、「財政融資資金特別会計（旧）」

財政融資資金

財政融資を行うための原資（財源）です。

財政融資資金は、財投債（国債）や特別会計の積立金（注）などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的とし

て「財政融資資金法」により設置されており、昭和 26 年度（1951 年度）に設置された資金運用部資金を前身とし、平成 13 年度（2001 年度）の抜本的な財政投融资改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融资特別会計財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計（＝税財源）からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金運用計画」

財政融資資金運用計画

当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、「財政融資資金法」に基づき、財政制度等審議会財政投融资分科会の意見を聴いた上で財務大臣により決定されています。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

財政融資資金証券

財政融資資金に属する現金に不足があるとき、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の負担において発行し、一時不足額を補足することができる政府短期証券をいいます。

発行限度額については予算をもって国会の議決を経なければならない、1 年以内に償還しなければならないとされています。

財政融資資金特別会計（旧）

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和 26 年度（1951 年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成 13 年度（2001 年度）の財政投融资改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定になりました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

財投機関

財投機関とは、当該年度に財政投融资を活用している機関を指します。

財政投融资には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の 3 つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

財政融資については、「財政融資資金法」第 10 条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

財投機関債

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成 13 年度（2001 年度）の財政投融资改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。

（関連）「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

財投債（財政投融资特別会計国債）

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券（国債）をいいます。財投債の発行収入は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画の中においても国債の一種として位置付けられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われる点で、一般会計などの歳出の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）（注 1）上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」（注 2）にも含まれません。

（注 1）「国民経済計算体系（SNA）」とは、経済統計を各国が共通の基準に基づいて作成するために国際連合が作成した基準です。国民経済を構成している家計、企業、政府の 3 部門はそれぞれ経済取引を通じて互いに関連しながら経済活動を営んでいます。このほかに、国民経済は貿易や資本取引によって海外の経済活動とも結びついています。このような国民経済の構造・循環をとらえる仕組みが「国民経済計算体系（SNA）」です。その中で、公的部門は一般政府と公的企業に分類されており、公的企業の債務は一般政府の債務には含まれません。現在、財政融資資金は公的企業に分類されており、そのため財投債は一般政府の債務には含まれません。

（注 2）「国及び地方の長期債務残高」とは、利払・償還財源が主として税財源により賄われる長期債務を国・地方の双方について集計したものです。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。

（関連）「財務状況把握の結果概要（診断表）」

財務状況把握の結果概要（診断表）

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。

（関連）「財務状況把握」

産業投資

産業投資とは、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や財政投融资特別会計投資勘定が保有する NTT 株、JT 株の配当金などを原資として行う投資（主として出資）です。

産業投資は、財政投融资特別会計の投資勘定において経理されています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

なお、投資対象は、ガバナンスや収益性の観点から、政府の監督権限及び政府出資規定等を有する特別法により設置される法人に限定しており、その際、法律に国庫納付規定、配当規定又は利益分配規定のいずれかを設けています。

（関連）「財政投融资特別会計」、「産業投資特別会計（旧）」

産業投資特別会計（旧）

昭和 28 年度（1953 年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産業投資）を行い、その経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。（注）

その後、昭和 62 年度（1987 年度）に、社会資本整備の促進を図るため NTT 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和 60 年度（1985 年度）に行われた改正により削除されました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「産業投資」

資金年度

予算の一部として国会に提出された財政投融资計画の年度のことを指します。

資金年度を基準に計数を整理する場合、各年度の実績は、財政投融资計画の年度内に融資や出資などとして使われたものに加え、繰越により翌年度に使われたものを含みます。

（関連）「現額」

資産担保証券（ABS）

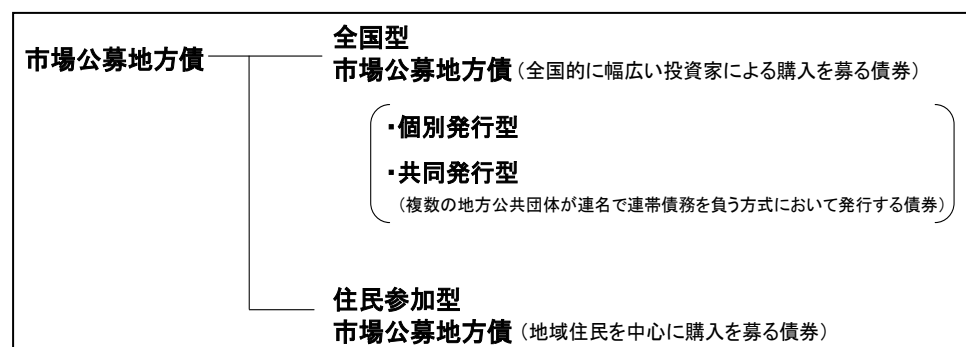
資産担保証券（Asset Backed Securities）とは、企業などが資金調達などのために利用する金融商品のうち、企業などの信用力に依存せず、企業などが保有する資産（金銭債権、動産、不動産など）の信用力を裏付けとして元利払いが行われる金融商品をいいます。

財投機関では、（独）住宅金融支援機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行などに信託することでこれを担保に債券を発行し、資金調達を行っています。

（関連）「財投機関」、「財投機関債」

市場公募資金

地方債資金のうち、広く投資家に債券購入を募る方法により調達した資金をいいます。全国型市場公募地方債においては、地方公共団体が単独で発行する個別発行に加えて発行ロットを大型化することで発行コストの低減や安定的な調達などを図るため、平成 15 年度（2003 年度）から共同発行が実施されています。このほか、地方債の個人消化と公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型市場公募地方債以外に、平成 14 年（2002 年）3 月以降「住民参加型市場公募地方債」の発行が実施されています。



（関連）「地方債」

実地監査

[法人等実地監査・スポット監査]

法人等実地監査は、財政投融资の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視

点から、①財政投融资の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態についてチェックするものであり、監査結果については、毎年度の財政投融资計画編成時の審査に活用しています。平成 17 年度（2005 年度）に開始し、延べ 75 機関に実施（令和 5 年（2023 年）6 月まで）し、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成 22 年度（2010 年度）からは、財政投融资の PDCA サイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

[地方公共団体実地監査]

公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官が、貸付先である地方公共団体の、①貸付資金の使用状況、②事業の成果、③財務状況（償還確実性）などをチェックするものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融资分科会においてとりまとめられた「財政投融资改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 3 年度（2021 年度）実施先数：311 企業）。病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況把握により、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行っております。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組のサポートを推進するなど、地方監査の充実を図っています。

資本性劣後ローン

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

償還確実性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。

（関連）「民業補完性」

証券化（財政融資資金貸付金の証券化）

一般に証券化とは、不動産や債権などキャッシュフローを生み出す資産を裏付けとして証券を発行し、それを投資家に販売することを通じて、当該資産の保有者が資金調達を行う金融手法のことです。

財政融資資金貸付金の証券化については、行政改革推進法において、国の資産は平成 27 年度（2015 年度）

末の国の資産規模対 GDP 比の半減を目安とすることが規定され、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」において、約 140 兆円規模（うち財政融資資金貸付金残高は 130 兆円超）の圧縮を図るため、財政投融資改革の継続に加えて、追加的努力のひとつとして、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化によるオフバランス化を行うこととされました。当該証券化は平成 19 年度（2007 年度）から開始しましたが、信用リスクプレミアムなどの上乗せや証券会社などへの手数料支払により、相当程度のコストが発生しました。その後、いわゆるリーマン・ショックによる金融市場の混乱や証券化市場の低迷などを理由に、平成 21 年度（2009 年度）以降は起債を見合わせています。こうした中、証券化には相当程度のコストが発生することや証券化市場に回復の兆しが見られないことに加えて、証券化のメリットであるマチュリティ・ギャップの縮小は、財投債の発行年限の調整や買入消却により確保されることから、財政融資資金貸付金残高の圧縮や金利変動リスクの観点から特に必要とされない限り、今後は、貸付金の証券化は基本的に実施しない（当初予算計上は行わない）方針としています。

剰余金（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の剰余金）

一般に剰余金は、国の会計上で、毎会計年度末における歳入（収納済額）から歳出（支出済額）を控除した残額（歳計剰余金）をいいます。

財政融資資金勘定の剰余金は、これまでの貸付債権の利子収入等から財投債の利払い等を差し引いたものです。従来は、市場金利が低下し、低金利で財投債による資金調達を行うことができた一方、過去の比較的高金利の長期貸付が残っていたことにより剰余金が生じていました。しかしながら、現在は、貸付金の償還による運用利回りの低下と調達コストの差の縮小により、令和 2 年度から決算上の不足が生じています。

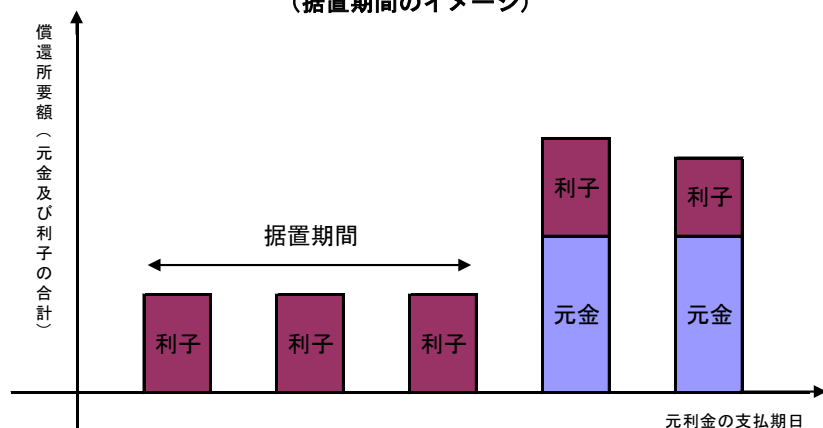
剰余金が生じた場合は、「特別会計に関する法律」（特別会計法）第 58 条第 1 項に基づき、積立金として積み立てることとなっています。なお、同条第 4 項において、剰余金の一般会計繰入れ規定（同法第 8 条第 2 項）が適用除外とされています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」

据置期間

借入日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間をいいます。

（据置期間のイメージ）



政策コスト分析

一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として公表し、財政投融资制度のディスクロージャーを推進する取り組みです。

$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税等

③機会費用（出資金等によるもの）

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

（仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することが出来ます。）

政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入金を対象に、政府が元利払いに対して行う保証です。これにより、財投機関は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証は、国にとってバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融资改革により財投債（政府保証より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応しています。

具体的には、「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（I. 3.（3）参照）を踏まえ、政府保証については引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。

た

弾力条項

「特別会計に関する法律」（特別会計法）の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に収入の増加を確保することができる場合は、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融资計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

地方公営企業

住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で8,055事業あります（令和4年度（2022年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

地方公共団体金融機構資金

地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金を原資とするものをいいます。地方公共団体金融機構は、全都道府県・市区町村等からの出資により設立され、地方公共団体に対し長期かつ低利の資金を融通しています。

地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債による資金調達は原則として、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、「地方財政法」第5条に掲げられる場合において行うことが可能となっています。

地方債の資金調達先は、大きく分けて、公的資金（財政融資資金など・地方公共団体金融機構資金と民間等資金（市場公募資金・銀行等引受資金）に分けられます。公的資金のうち、財政融資資金は、地方公共団体向けの財政融資として財政投融资計画に計上されます。

地方債の 資金調達先	公的資金	財政融資資金など
		地方公共団体金融機構資金
	民間等資金	市場公募資金
		銀行等引受資金

地方債による資金調達については、地方公共団体の自律的な財政運営を促す観点から、民間等資金によることが基本とされており、財政投融资改革以降、地方公共団体の資金調達能力と資金使途に着目した重点化を推進したことにより財政融資資金の割合は低下し、一方で市場公募資金などの民間等資金の割合は上昇しました（「地方債の市場化」）。

（関連）「銀行等引受資金」、「地方債計画」

地方債計画

地方債の発行予定額などを示した年度計画をいい、総務大臣が財務大臣に協議の上、毎年度策定・公表しています。

「地方債計画」については、総務省ホームページ

（https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei02_0400138_00002.html）をご参照ください。

（関連）「地方債」

積立金（財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（「特別会計に関する法律」（特別会計法）第 58 条第 1 項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計法では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第 45 条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができますとされています（同法第 58 条第 3 項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

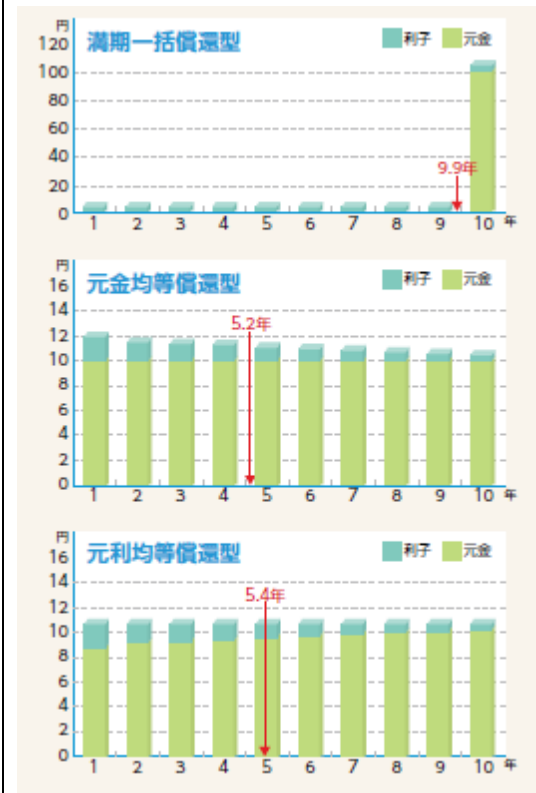
（関連）「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

キャッシュフローのパターンとデュレーションとの関係について（イメージ）



(関連) 「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

は

発生主義

現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融资特別会計については、平成13年度（2001年度）以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。

(関連) 「現金主義」

PFI (Private Finance Initiative)

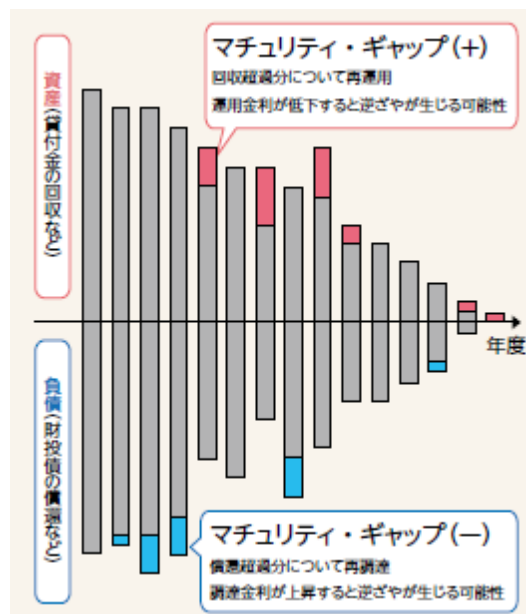
公共施設など（空港、公園、教育文化施設など）の建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力（ノウハウ）を活用することにより、国や地方公共団体などが直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法のことです。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づき実施されています。

ま

マチュリティ・ギャップ

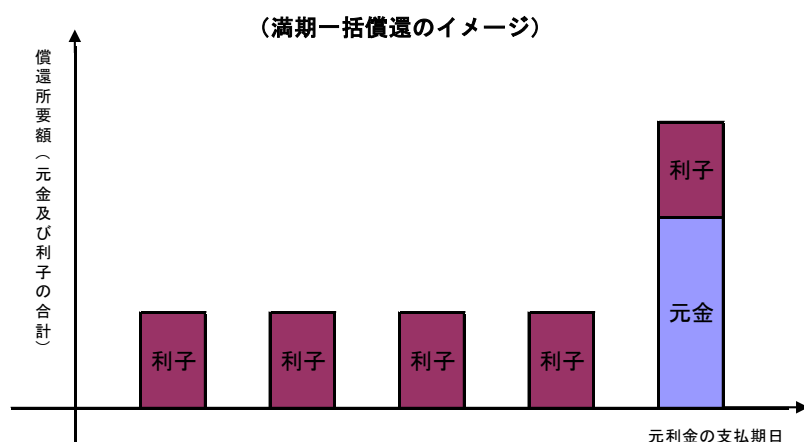
各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。



(関連) 「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

満期一括償還

元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。



(関連) 「元金均等償還」、「元利均等償還」

民業補完性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。

(関連) 「償還確実性」

や

預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金（注）や余裕金（支払い上余裕が生じた現金）などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債金利に即した利子が付されます。

(注) 年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連) 「財政融資資金」



本パンフレットの内容に
関するお問い合わせ先

財務省理財局 財政投融資総括課
03-3581-4111(代表)

